

第3次南相馬市 男女共同参画計画

(素案)

令和2年3月

南相馬市

はじめに

本市では、平成 27 年に「第 2 次 南相馬市男女共同参画計画」を策定し、「男女ともに責任を分かち合い いきいきと暮らせる社会の創造」を目指して、様々な施策に取り組んでまいりました。

近年、我が国では少子高齢化の進行などにより社会情勢が大きく変化していく中で、性別にかかわらずあらゆる人が互いの人権を尊重しながら、すべての人の個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現がより一層求められ、女性にはこれまで以上の活躍が期待されています。

令和元年 5 月 29 日には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の一部が改正され、女性の活躍推進の強化を図る新たなステージに移行しました。

本市においても、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から 9 年の歳月が過ぎ、復興と地方創生を推進する中で、男女共同参画社会は未来へ前進していくための鍵となります。

市民や事業者への啓発や女性の就業・起業の支援、ワーク・ライフ・バランスなど、これまで様々な取組を推進してきましたが、南相馬市男女共同に関するアンケート調査（令和元年 8 月）などから男性の家事・育児等への参加や、女性が社会で活躍できる環境づくりなど、さらなる取組が必要となっています。

本計画は、「男女で協力しながらつくる、かがやきとやすらぎのあるまち」を基本理念に、5 つの基本目標を設定し、誰もが安心と成長を実感できる「男女共同参画社会」の実現に向け、市民の皆さま、事業者の皆さまとともに邁進してまいりますので、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、並びに、南相馬市男女共同参画計画推進委員の皆さまに対し、心から感謝申し上げます。

南相馬市長 門馬 和夫

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	5
5 基本理念	6
6 計画の基本目標	6
第2章 計画の内容	7
施策の体系	8
基本目標Ⅰ 人権尊重と男女共同参画の推進	10
基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備	17
基本目標Ⅲ 女性の人材育成と意思決定過程への参画促進（女性活躍推進）	26
基本目標Ⅳ 心身の健康を脅かす暴力の根絶と健康支援（DV防止）	33
基本目標Ⅴ 復興・防災における男女共同参画の推進	37
第3章 計画の推進	43
1 計画の推進体制	44
2 計画推進のための役割	45
3 計画の進行管理	45
第4章 資料編	47
1 南相馬市の現状	48
2 南相馬市男女共同参画計画策定経過	56
3 南相馬市男女共同参画計画推進委員会設置要綱	57
4 南相馬市男女共同参画計画推進委員会	59
5 男女共同参画に関する国内外の動き	60
6 近年施行された男女共同参画に関連する法律や制度	63
7 男女共同参画社会基本法	64
8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	70
9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	82

第 1 章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

2 計画策定の背景

3 計画の位置付け

4 計画の期間

5 基本理念

6 計画の基本目標

1 計画策定の趣旨

本市では、平成18年に南相馬市が誕生してから、男女共同参画社会の実現を目指すため、平成21年3月に「みんなが支えあう健やかなまちづくり」を基本理念に掲げ、「第1次南相馬市男女共同参画計画」を策定しました。

平成27年3月には、誰もが一人の人間として尊重され、お互いを認め合いながら責任を分かち合い、自らの意志によってあらゆる分野において対等な立場で参画できる社会を目指し、「市民の力を生かした持続可能なまち、南相馬」を基本理念とした「第2次南相馬市男女共同参画計画」を策定し、5つの基本目標を柱に、復興・防災における男女共同参画の推進、男女共同参画を目指す教育・学習の推進、就労の場や政策・方針決定の場における女性の活躍推進等の各種施策を展開してまいりました。

このような中、本市でも女性の多様な分野への参画や就労、男女がともに家庭生活と仕事、地域・社会活動を両立しやすい環境の整備、ドメスティック・バイオレンス^{※1}（以下、「DV」という。）など、性別に起因する暴力や人権侵害の根絶に向けた啓発活動を強化するなどの課題もあります。

令和元年6月に市が実施した男女共同に関するアンケート調査において、男女の地位は、平成20年及び平成26年に市が実施した調査と比較すると、家庭や職場では平等感が上昇していますが、社会全体ではまだ十分に進んでいない状況です。また、男女の役割分担は、「男女ともに仕事をし、家事育児も共同で分担するのがよい」という回答が平成20年に市が実施した調査よりも上昇しており、一方で「男性は仕事を中心に、女性は家事育児を中心に行い、さしつかえのない範囲でそれぞれ手伝うのがよい」という回答が低下し、意識の変化が進んでいる様子がうかがえます。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、すべての人が性別にとらわれることなく個性と能力を発揮し、活躍できる社会を目指すとともに、自然や人とのふれあいの中でやすらぎを感じられるまちづくりに向けて、誰もが一人の人間として尊重され、お互いを認め合いながら、自らの意思によってあらゆる分野において対等な立場で参画する機会が確保される社会を目指していくため、「第3次南相馬市男女共同参画計画」を策定します。

※1 ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力なども含まれる。

2 計画策定の背景

(1) 世界の近年の主な動向

我が国の男女共同参画行政は、昭和50年の国連の国際婦人年に端を発しており、平成7年に開催された第4回世界女性会議（北京会議）では、「北京宣言」と「北京行動綱領」を採択しました。「北京行動綱領」は、貧困、教育、健康など12の重大問題領域に沿って女性のエンパワーメント^{※2}を図るための具体的な取組指針を記載し、女性の地位向上のための国際的基準となっています。

平成23年には、国際的な4つの機関が発展的統合を遂げ、「ジェンダー^{※3}平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN-Women）」が発足し、平成24・26年の国連婦人の地位委員会においては、日本が東日本大震災の経験を踏まえて提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議（「自然災害とジェンダー」決議）が採択されました。

また、「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されて20年となる平成27年には、「北京+20」として、第59回国連婦人の地位委員会において、各国のこれまでの取組状況に関するレビューが行われました。

平成31年3月の第63回国連婦人の地位委員会では、ジェンダー平等及び女性と女児のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービス及び持続可能なインフラへのアクセスについて合意されています。

※2 女性のエンパワーメント

女性自身が主体的に判断し能力を発揮して社会のあらゆる分野、様々なレベルの意思決定過程へ参画する機会を獲得することで、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。

※3 ジェンダー（gender）

生物学的な性別を示す「セックス」に対して、「社会的、文化的に形成された性別」という概念として国際的に定着しており、性別に基づいて社会的に要求される役割などの社会的性差のこと。

第1章 計画の基本的な考え方

(2) 国の近年の主な動向

国は、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化など、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会のあらゆる分野における、男女共同参画社会の実現に向けた推進を図ることが重要であるとして、平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法（以下、「基本法」という。）」では、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けました。

そして、翌年の平成12年に第1次男女共同参画基本計画を策定し、その後も国際社会における取組や社会情勢を踏まえて見直しが行われ、次世代育成支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、女性の職業生活における活躍推進に向けた取組などが進んでいます。

また、平成27年には、第4次男女共同参画基本計画を策定し、男性中心型労働慣行^{※4}等の変革、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性採用・登用の推進・指導的立場となる女性人材の育成、困難な状況に置かれている女性の支援等が強調されています。

さらに、28年に全面施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）という。」や、平成26年に改正施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」など、法制度においても新たな法律の制定や見直しが行われています。

(3) 福島県の主な動向

福島県では、世界・国の動きに合わせて取組を開始し、昭和58年には「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」を策定しました。以降も国内外における新たな動きを踏まえて、平成6年に「ふくしま新世紀女性プラン」、平成13年に「ふくしま男女共同参画プラン」を策定するなど、社会経済情勢の変化に対応したプランの見直しを行ってきました。

平成29年3月には、「ふくしま創生総合戦略」や国の「第4次男女共同参画基本計画」、「働き方改革実行計画」の策定などの社会情勢の変化を踏まえるとともに、福島県の復興と地方創生を成し遂げるためには、女性の活躍促進と働き方改革の推進が必要であることから、「ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定版）」の改定を行いました。

(4) 南相馬市の主な動向

本市においても、国・県の動向を踏まえ、平成18年の南相馬市の誕生以降、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

平成20年には「南相馬市総合計画」に男女共同参画社会の実現を基本構想に盛り込み、平成21年には「第1次南相馬市男女共同参画計画」を、平成26年には南相馬市復興総合計画の基本構想に「男女共同参画社会の実現」を引き続き盛り込み、平成27年には「第2次南相馬市男女共同参画計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、各種施策を展開しています。

※4 男性中心型労働慣行

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行

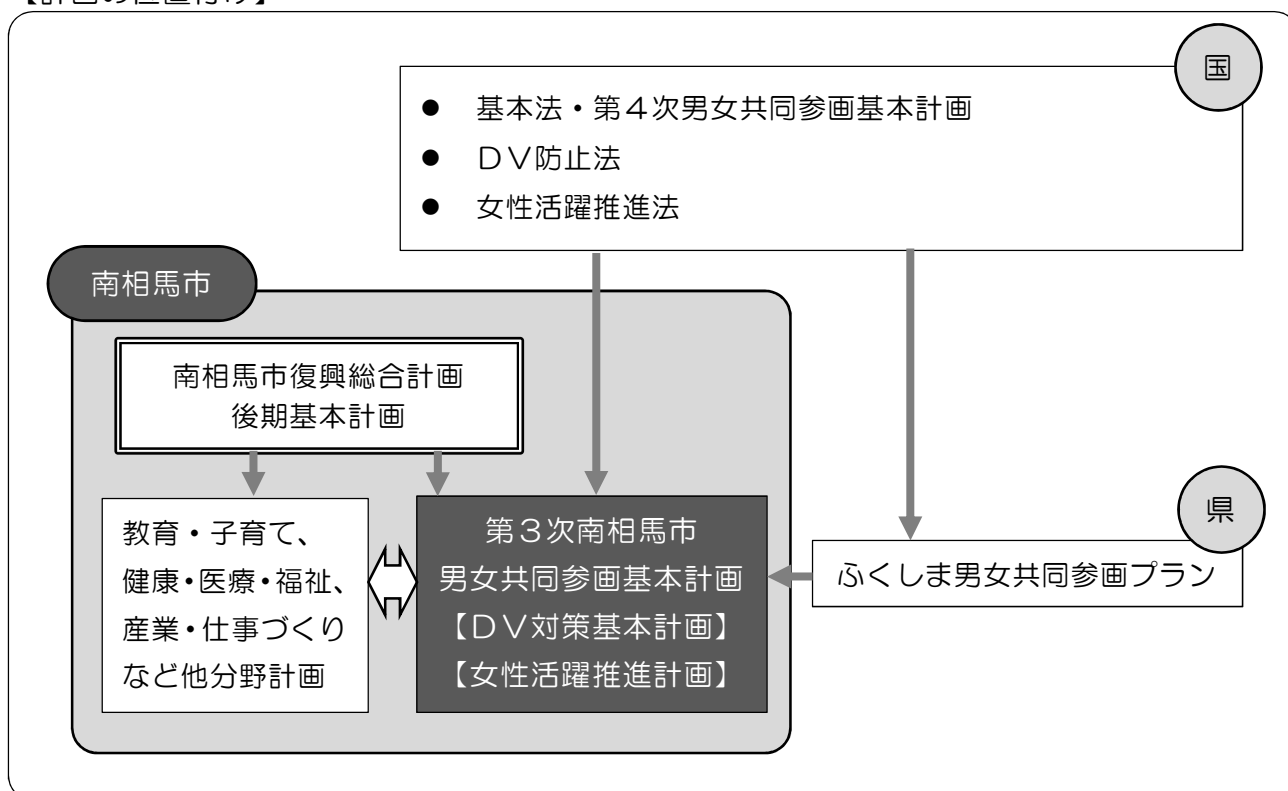
3 計画の位置付け

本計画は、基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「ふくしま男女共同参画プラン」を勘案して策定するものです。

また、「南相馬市復興総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）」の分野別計画として、本市における男女共同参画社会の形成に向けた各種施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための計画です。あわせて、本計画は男女共同参画の視点を本市の施策全般に反映させていけるように、各分野の個別計画との整合、調整を図ります。

さらに、DV防止法第2条の3に基づく市町村基本計画（以下、「DV対策基本計画」という。）及び女性活躍推進法第6条第2項に基づく市町村推進計画（以下、「女性活躍推進計画」という。）を兼ねる計画とします。

【計画の位置付け】



4 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度を初年度として令和5年度までの4か年とします。

なお、社会情勢の変化に應じ、見直しが必要と判断される場合は、計画期間内であっても見直しを行います。

5 基本理念

本市の男女共同参画社会の背景等を踏まえ、この計画の基本理念を次のとおりとします。

みんな
男女で協力しながらつくる、
かがやきとやすらぎのあるまち

6 計画の基本目標

計画の基本理念を施策展開につなげていくため、次の5つを計画の基本目標とし、施策を体系づけます。

- 基本目標Ⅰ 人権尊重と男女共同参画の推進
- 基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備
- 基本目標Ⅲ 女性の人材育成と意思決定過程への参画促進
(女性活躍推進)
- 基本目標Ⅳ 心身の健康を脅かす暴力の根絶と健康支援
(DV防止)
- 基本目標Ⅴ 復興・防災における男女共同参画の推進

第2章 計画の内容

施策の体系

基本
目標

I

人権尊重と男女共同参画の推進

基本
目標

II

仕事と生活の調和を図るための環境の整備

基本
目標

III

女性の人材育成と意思決定過程への参画促進（女性活躍推進）

基本
目標

IV

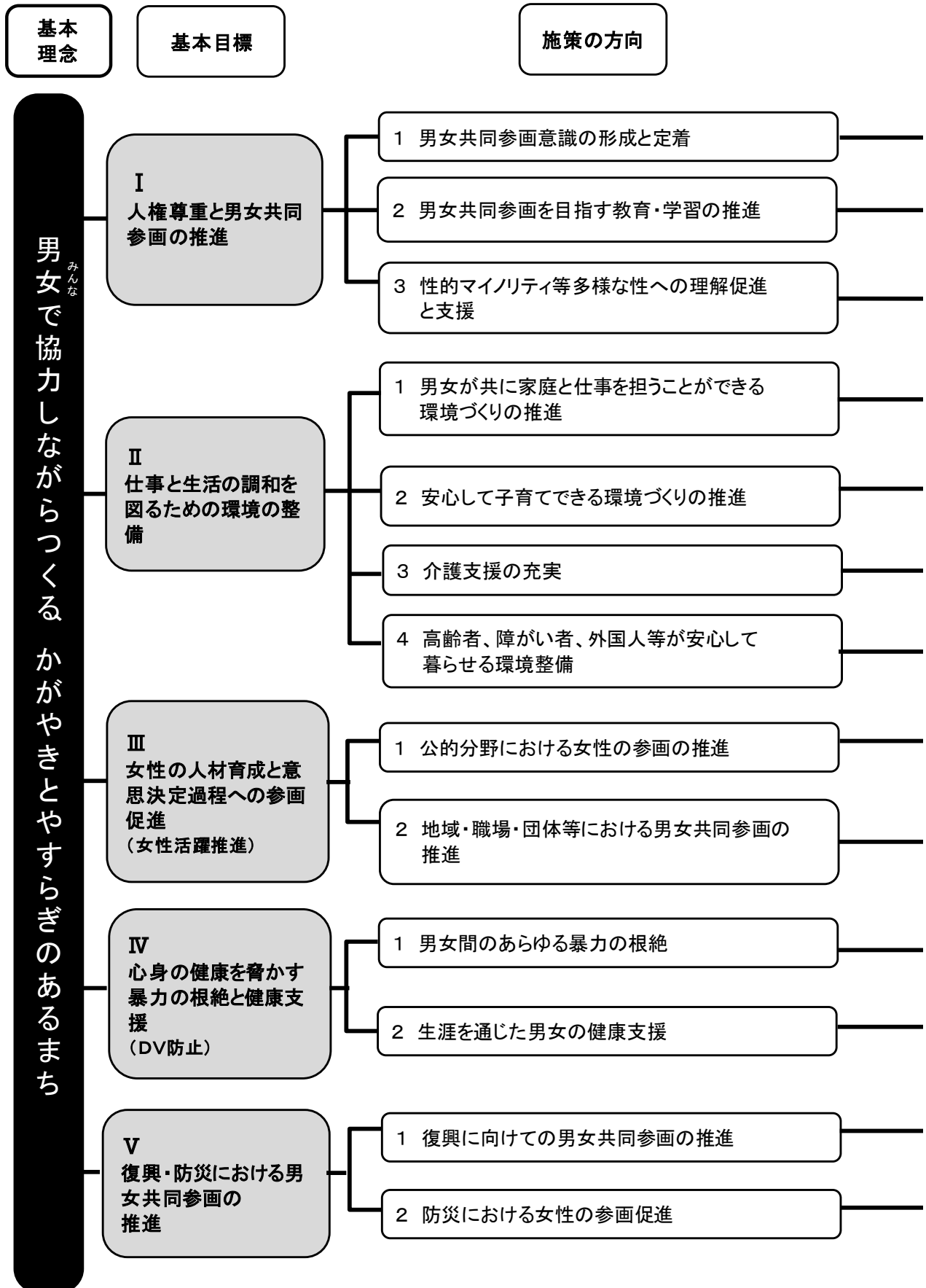
心身の健康を脅かす暴力の根絶と健康支援（DV防止）

基本
目標

V

復興・防災における男女共同参画の推進

施策の体系



施策

(1) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

(1) 学校等における教育の推進
(2) 地域における男女共同参画学習の推進

(1) 性に関する教育・啓発の充実

(1) 就労環境の整備の促進
(2) 育児・介護休暇取得の促進
(3) 男性家庭生活への参加支援

(1) 子育て支援の充実
(2) 地域における子育て支援の促進

(1) 介護事業・相談体制の充実

(1) 各種相談・支援体制の充実

(1) 審議会等への女性の参画促進

(1) 女性の人材育成
(2) 国際社会における各種取組の推進

(1) DVやセクシュアル・ハラスメント等防止に向けた意識啓発

(1) 生涯にわたる心身の健康支援

(1) 復興に関するあらゆる分野で女性等の多様な人材の参画の推進

(1) 災害時における男女双方の視点の反映



男女共同参画に関するアンケート調査

男女共同参画に関する市民の意識と実態などを把握し、男女共同参画施策推進の参考資料とするため、男女共同参画に関する調査を実施しました。

調査の結果は、本計画の基礎資料としています。

- ◆期間：令和元年6月7日～24日
- ◆調査対象：20歳以上79歳以下の市民1,000人
- ◆回収数：380人
- ◆回収結果：38.0%

基本目標Ⅰ 人権尊重と男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野で男女が共に活動しやすい環境をつくるため、性別役割分担の固定化や性差別につながるような情報を排除することで、人権尊重や男女共同参画の意識を育てる環境づくりを目指します。

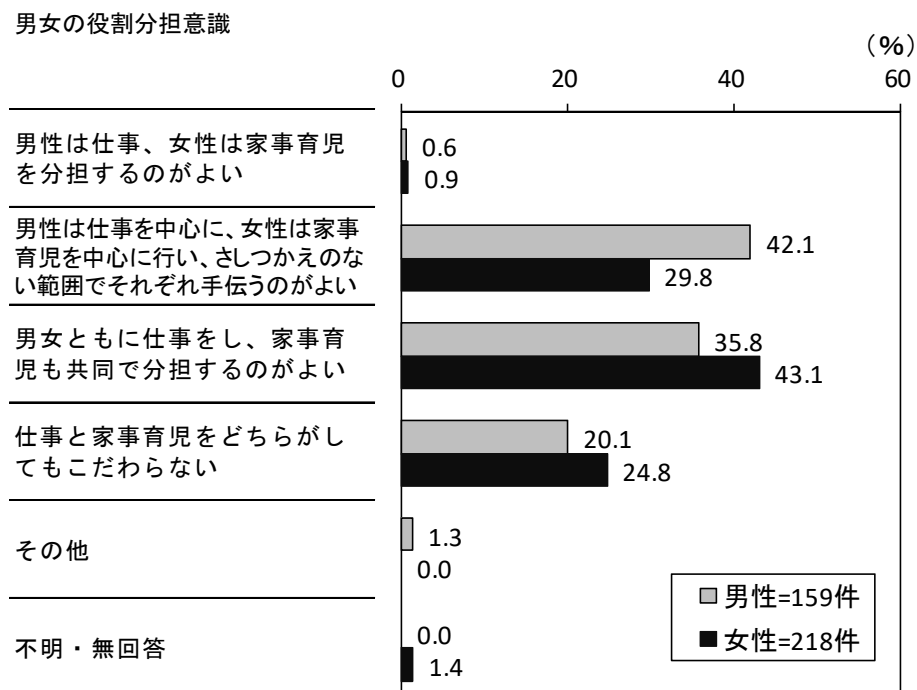
施策の方向1 男女共同参画意識の形成と定着

現状と課題

男女共同参画を進める法律や制度の整備が進められ、男女平等についての理解や意識は少しずつ高まってきています。

男女共同に関するアンケート調査では、男女の役割分担については、「男女ともに仕事をし、家事育児も共同で分担するのがよい」という比率が調査ごとに上昇しています。しかし、この調査結果を男女別にみると、男性は「男性は仕事を中心に、女性は家事育児を中心に行い、さしつかえのない範囲でそれぞれ手伝うのがよい」が、女性は「男女ともに仕事をし、家事育児も共同で分担するのがよい」が最も多く、男女間でも差がみられ、男性は女性よりも固定的な役割分担意識を持つ人が多い様子がうかがえます。

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが固定的な役割分担意識にとらわれないことに気づくことが重要であり、男女が互いの人権を尊重し、性別にとらわれずに多様な生き方を選択できるよう、男女平等の意識づくりを進める必要があります。



施策（１） 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実

人権が尊重され、個人の選択の幅を広げる男女共同参画の考え方やそれに基づく実践を広げるため、効果的な啓発活動を推進します。

事業名 〔担当課〕	① 男女共同参画に関する講演会・学習会等の開催 〔生涯学習課〕
事業内容	男女共同参画に関する市民の知識や理解が深まるように、講演会・講座等の開催を継続します。
事業名 〔担当課〕	② 人権擁護委員による人権啓発活動の実施 〔市民課〕
事業内容	人権尊重思想の普及高揚を図るため、相馬野馬追祭や各地区文化祭などで、地域に密着した人権啓発活動を実施します。
事業名 〔担当課〕	③ 男女共同参画に関する情報紙の発行 〔生涯学習課〕
事業内容	多くの市民の方に、男女共同参画に関する知識や理解を深めていただくため、市民や事業者等の情報を受け、市民参画による情報紙を発行し、周知に努めていきます。
事業名 〔担当課〕	④ 広報みなみそうま、ホームページ等による広報活動の充実 〔全庁〕
事業内容	市が発行する広報紙やホームページ等の表現は、市民の意識に影響を与えることを認識し、男女共同参画の視点に立った広報や公文書の作成を徹底するように努めるとともに、子どもから高齢者まで幅広い年代層に男女共同参画の情報を提供し意識高揚を図ります。

施策の方向2 男女共同参画を目指す教育・学習の推進

現状と課題

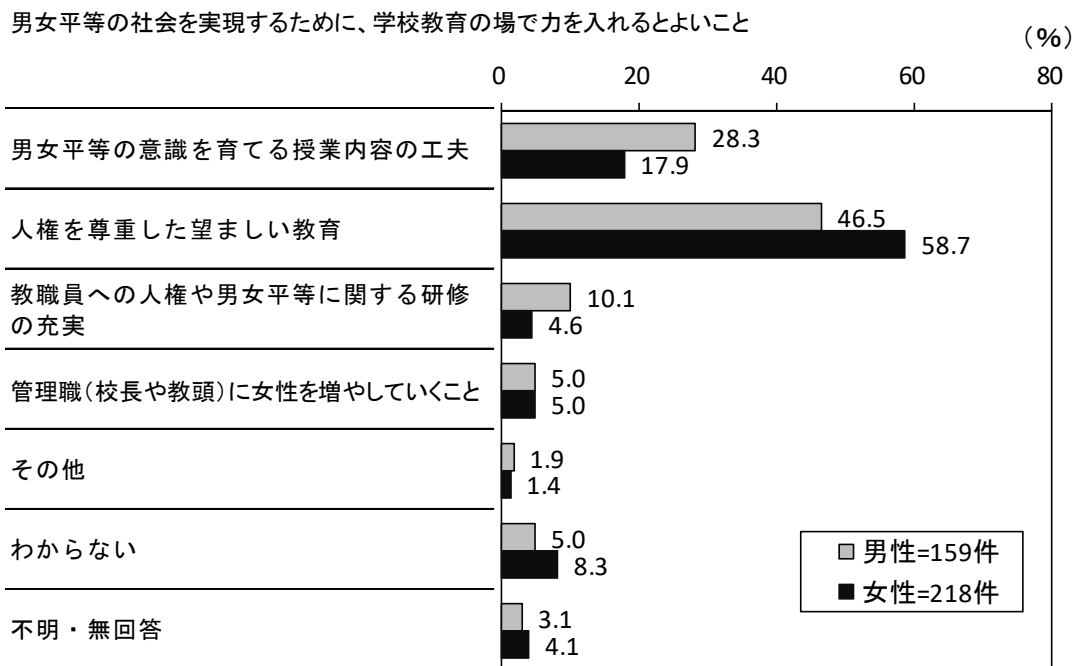
本市では、男女がお互いを尊重して共に学ぶ中で、児童生徒が自己の力を十分に発揮できるように、教育活動全般を通じて男女共同参画社会に生きる豊かな感性や意識の醸成に努めています。

男女共同に関するアンケート調査では、男女の地位の平等感については「学校のなかで」「平等である」という回答割合が最も高くなっています。しかし、教育の現場では、教職員が無意識のうちにジェンダーにとらわれたまま生徒に指導を行うなどのいわゆる「潜在的カリキュラム^{※5}」の存在が指摘されています。

また、「男女平等の社会を実現するために、学校教育の場で力を入れるとよいこと」は、男女ともに1位は「人権を尊重した望ましい教育」となっています。

児童・生徒が自己の個性と能力を十分に発揮できるように、人格が形成される幼少期から家庭分野、学校、地域が連携して人権を尊重した男女平等教育を推進することが必要です。

また、男女共同参画の視点に立った思春期教育など、命と性に関する教育の充実が必要です。



資料：男女共同に関するアンケート調査(令和元年度 市教委生涯学習課調べ)

※5 潜在的カリキュラム：教職員の言動や学校における活動を通して、意図的ではないにしても、結果として一定の意識や態度を伝えていること。男女を必要以上に区別しジェンダーにとらわれた男性像、女性像を子どもたちに伝えていることなどを指す。

施策（１） 学校等における教育の推進

児童・生徒が人権の尊重や男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについて理解を深められるように指導の充実に努めます。

事業名 〔担当課〕	① 道徳（人権）教育の充実 〔学校教育課〕
事業内容	学校教育活動全体を通して、男女協力、相互理解、信頼関係を深める教育活動を展開します。
事業名 〔担当課〕	② キャリア教育の推進 〔学校教育課、生涯学習課〕
事業内容	将来子どもたちが社会人、職業人として自立していくために一人ひとりの職業意識の形成と高揚を図るため、中学生の職場体験情報誌の発行や、キャリアカウンセラーによる講座の開催などを実施します。
事業名 〔担当課〕	③ 教職員への意識啓発 〔学校教育課〕
事業内容	男女共同参画の視点に基づいた教育について情報提供等の支援を行います。
事業名 〔担当課〕	④ 学習のための資料提供 〔中央図書館、学校教育課〕
事業内容	男女共同参画についての資料を収集・提供し、学習することを支援します。
事業名 〔担当課〕	⑤ 思春期保健事業 〔健康づくり課〕
事業内容	小・中学校の児童・生徒を対象に、命の大切さを理解し、自分を大切にす る行動がとれるよう、学校と連携し正しい知識普及のため思春期保健教室等 を実施します。
事業名 〔担当課〕	⑥ 命や性に関する指導 〔学校教育課〕
事業内容	心身の成長・発達について、正しく理解するため、学校教育全般において 児童・生徒の発達段階に応じ適切な指導を行います。

※個別計画：南相馬市教育振興基本計画（後期計画）、南相馬市保健計画（後期計画）

施策（２） 地域における男女共同参画学習の推進

家庭や地域社会において、固定的な性別役割分担意識の解消などに向けて、あらゆる年齢層の人々への学習機会を提供します。

事業名 〔担当課〕	① 生涯学習講座の開催 〔生涯学習課〕
事業内容	あらゆる年齢層の方が参加できる生涯学習講座を開催します。
事業名 〔担当課〕	② 女性学級の開催 〔生涯学習課〕
事業内容	豊かな感性を養い、実生活に必要な知識等を習得するため女性学級を開催し、女性の意識高揚を図ります。

福島県男女共生センター「女と男の未来館」について

- 福島県では、男女共同参画施策を推進するための拠点施設として、福島県男女共生センター「女と男の未来館」を開設しています。センターは、どなたでも気軽に利用でき、研修会や会議、各種教室、宿泊室などの設備があります。また、男女共同参画に関する情報提供や、講座・イベントの開催もしています。

【所在地】〒964-0904

福島県二本松市郭内一丁目196-1

【電話】 0243-23-8301（代）

【Fax】 0243-23-8312

施策の方向3 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

現状と課題

近年、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）などの性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々についての社会的認識が進みつつあります。

文部科学省では、平成26年に行った「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を踏まえ、平成27年、各都道府県教育委員会等に対し、性同一性障害に係る児童生徒に対して適切に対応するよう求めています。また、平成28年には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を作成し、通知に基づく対応のあり方を示しています。

また、国の第4次男女共同参画基本計画でも、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々への配慮が盛り込まれました。

性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々は、偏見や固定的観念により人権を侵害されやすいため、人権尊重の観点から配慮していく必要があります。

✓ LGBTについて

- LGBTとは、
レズビアン（Lesbian）＝女性同性愛者
ゲイ（Gay）＝男性同性愛者
バイセクシュアル（Bisexual）＝両性愛者
トランスジェンダー（Transgender）＝性同一性障害など、心と体の性が一致しない人
これらの頭文字をとった単語であり、性的少数者の総称のひとつです。
福島県男女共同参画計画においても、LGBT（性的少数者）と言われる方々への施策を盛り込んでおり、男女共生センターにおけるLGBTに関する講座の受講者数や、教職員における研修の受講者数を目標値として設定しています。

施策（１） 性に関する教育・啓発の充実

性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により、困難な立場に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、人権教育や啓発を推進します。

事業名 〔担当課〕	① 人権教育の充実 〔生涯学習課、市民課、健康づくり課〕
事業内容	性自認や性的指向など性に関する固定観念や偏見により困難な状況に置かれている人々の個人としての人権が尊重されるよう、講座やセミナー等の開催、相談窓口の案内など、人権教育や啓発を進めます。
事業名 〔担当課〕	② 学校教育を通じた意識の啓発 〔学校教育課〕
事業内容	学校においては、性自認や性的指向などを理由とした困難を抱える児童生徒の心情に配慮した対応を進めます。また、児童生徒の発達段階に応じ、人権（性自認や性的指向に関するものも含む。）を尊重する意識を高める教育を推進します。

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

仕事と育児・介護等の両立に関する意識の啓発を進めるとともに、長時間労働等を含む働き方の見直しなど就業者が働きやすい環境づくりを目指します。

施策の方向 1 男女が共に家庭と仕事を担うことができる環境づくりの推進

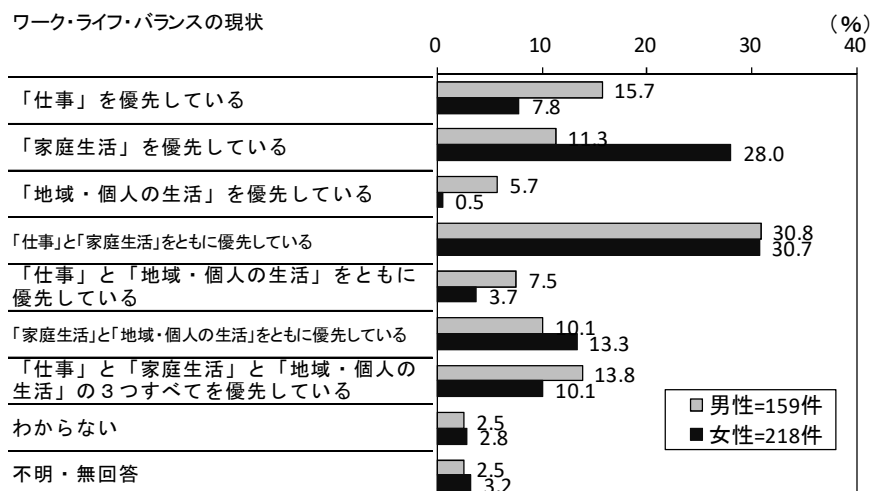
現状と課題

本来、家事・育児・介護などは、家族全員の協力により担うべきものですが、固定的な役割分担意識や慣行から、現実には女性の負担が大きく、就業の継続や社会参画を困難にしています。一方、男性の多くが仕事中心の環境に置かれており、長時間労働は男性の働き方に多くみられ、家事・育児・介護などを担うことを難しくしており、女性の活躍を阻害する一因となっています。

男女共同に関するアンケート調査においても、ワーク・ライフ・バランスの現状については、男性は「仕事」を優先している」の割合が高く、女性は「家庭生活」を優先している」の割合が高くなっています。

令和元年5月から6月に市が実施した教育に関するアンケート調査結果では、子育て環境の充実のために必要なこととして、「仕事と子育て両立できるよう労働時間の改善など、企業や労働者に対する啓発」の割合が高くなっています。

国においては、平成28年9月に「働き方改革実現会議」を設置し、長時間労働の是正や同一労働同一賃金などの実現に向けて、「働き方改革実行計画」を平成29年3月に策定されました。長時間労働の是正や、男女を問わず短時間勤務や在宅勤務(テレワーク※6)など柔軟で多様な就業形態、育児・介護休業等を取得しやすい職場環境の整備など、多様な生活スタイルやライフステージに応じた、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる働き方の改善が求められています。



資料：男女共同に関するアンケート調査(令和元年度 市教委生涯学習課調べ)

※6 テレワーク

情報通信技術(ICT=Information and Communication Technology)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。在宅勤務もテレワークのひとつの勤務形態である。

施策（１） 就労環境の整備の促進

働き方の見直しの必要性や有効性、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性を周知し、就労環境の向上を促します。

事業名 〔担当課〕	① 労働関係法令の遵守促進 〔商工労政課、総務課〕
事業内容	関係機関と連携し、事業所に対して、労働関係法令の遵守に関する広報紙やパンフレットを配付し、普及啓発を図ります。また、事業主行動計画に基づき、雇用環境の整備を促します。
事業名 〔担当課〕	② 女性の就職相談会・求人情報の提供 〔商工労政課〕
事業内容	女性の就業機会の拡大のため、関係機関と連携し、就職相談会や求人に関する情報提供を行います。
事業名 〔担当課〕	③ 家族経営協定の推進 〔農政課〕
事業内容	農業経営に係る家族経営協定制度についての周知及び農業従事の態様等の改善に努めます。

ふくしまのワーク・ライフ・バランス推進のページについて

福島県では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を推進するため、「ふくしまのワーク・ライフ・バランス推進のページ」を設けています。

以下は、「ふくしまのワーク・ライフ・バランス推進のページ」より

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011c/wlb-suishin.html>

【ワーク・ライフ・バランスに取り組むことのメリット】

◇ 従業員にとってのメリット

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしつつ、子育て・介護などのライフステージに合った働き方が選択でき、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる生活ができる。

◇ 企業にとってのメリット

従業員の士気の向上や作業の効率化による生産性の向上、優秀な人材の確保・定着が図られる。

【ふくしまのワーク・ライフ・バランス推進のための取組み】

◇福島県次世代育成支援企業認証

◇福島県ワーク・ライフ・バランス大賞

◇ワーク・ライフ・バランスアドバイザー

◇働きやすい職場環境づくり推進助成金

◇イクボス宣言してみませんか！

施策（2） 育児・介護休暇取得の促進

育児・介護休暇を取得しやすい職場づくりなど、子育て・介護家庭に配慮した就労環境の整備を促します。

事業名 〔担当課〕	① 男性の育児・介護休暇取得の啓発 〔生涯学習課、商工労政課〕
事業内容	男性の休暇取得に関する働きかけと情報の提供をします。
事業名 〔担当課〕	② 育児・介護休業制度の利用促進 〔生涯学習課、商工労政課〕
事業内容	育児・介護休業制度などの利用促進のため、国・県が推進する事業について事業所等へ周知・啓発を行います。
事業名 〔担当課〕	③ 市の職場環境の整備 〔総務課〕
事業内容	南相馬市職員特定事業主行動計画に基づき、職員が育児休暇を取得しやすい環境を整えるため、休暇制度の周知や職員の意識付けに努めます。

※個別計画：南相馬市子ども・子育て支援事業計画

☑ 福島県の男性の育児参加促進の取組について

- 福島県では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進の一環として、男性の育児参加促進チラシを作成し、配布しています。



施策（3） 男性家庭生活への参加支援

女性の社会進出に対する男性の理解を深めるとともに、男性の家庭生活や地域活動へ積極的に参画についての普及啓発と支援を行います。

事業名 〔担当課〕	① 広報・啓発の推進 〔生涯学習課、学校教育課、こども家庭課、こども育成課〕
事業内容	地域・家庭等への男性の参画が重要であることの広報・啓発を推進します。また、学校教育等を通じて、若年層からの普及啓発も推進します。
事業名 〔担当課〕	② 男性の家庭生活参画支援 〔全庁〕
事業内容	男性の働き方を見直し、家事・育児などの家庭生活や地域活動への参画を支援するため、男性向けの料理教室など、家庭生活に参画するための学びの場の開催や情報提供を進めます。

施策の方向2 安心して子育てができる環境づくりの推進

現状と課題

男女共同に関するアンケート調査では、「必要であれば、子育て支援サービスを受けて子育てをしてもよい」について、女性は「そう思う」と回答している割合が男性よりも高くなっています。また、共働き世帯は共働きでない世帯よりも子育て支援サービスの利用希望が高い様子がうかがえます。

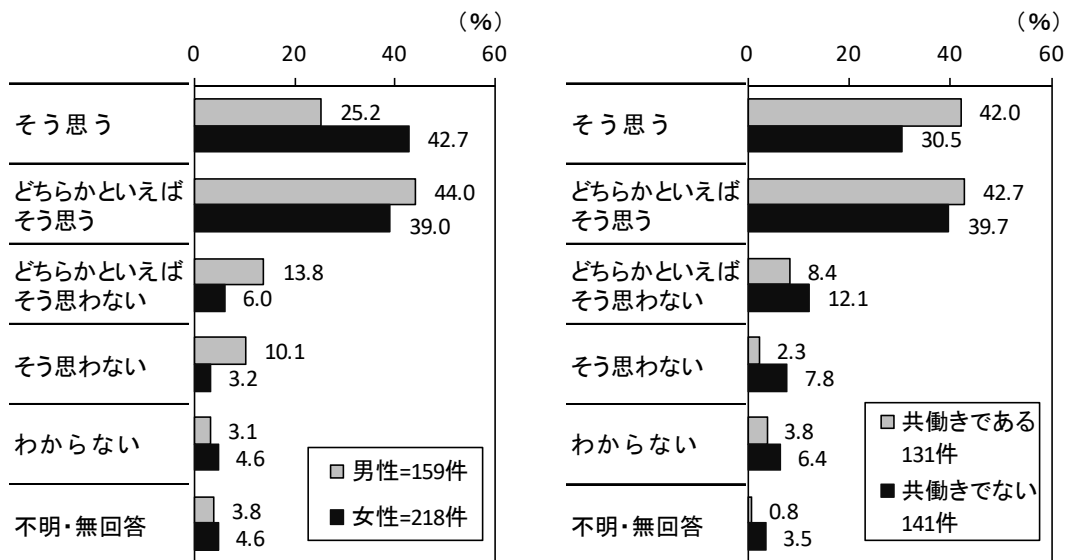
「男女共同参画社会の形成に向けて市が特に力を入れて取り組むべきこと」についても、男女ともに「子育て支援（保育サービス含む）や介護支援の充実」が最も多くなっています。

子育てについては、令和元年に実施した「南相馬市子育て支援に関するニーズ調査」においても、重要度の高い教育施策として評価されています。

近年は、全国的に女性の就労は増加しており、本市においても女性の就労率は高くなっているため、子育て支援に関するニーズはさらに高まっていくことが予想されます。

また、本市の場合は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響もあり少子高齢化が進み、労働力人口である15～64歳の人口が減少しています。特に子育て世代の人口流出により、若い世代の労働力が不足していることから、出産・育児期の女性等が働きやすい環境整備が不可欠となっています。

子育てにおいて必要であれば、子育て支援サービスを利用してよいと思う



資料：男女共同に関するアンケート調査（令和元年度 市教委生涯学習課調べ）

施策（１） 子育て支援の充実

男女が協力して子育てを担うことができるよう多様な子育て支援の充実を図ります。

事業名 〔担当課〕	① 保育サービス等の充実 〔こども家庭課、こども育成課〕
事業内容	多様な保育サービス、放課後児童対策により一層取り組むことで、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実に努めます。
事業名 〔担当課〕	② 子育て応援情報交流の充実 〔こども家庭課〕
事業内容	子育てに関する様々な情報を集めたWebサイトにより子育てに関する様々な情報提供の充実に努めます。
事業名 〔担当課〕	③ 家庭児童相談の充実 〔こども家庭課〕
事業内容	子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童相談所や関係各課と連携しながら、児童の家庭における養育や児童福祉に関する相談体制の充実を図ります。
事業名 〔担当課〕	④ 妊娠、出産、育児等に関する支援体制の充実 〔健康づくり課〕
事業内容	妊娠、出産、育児等に関する不安や悩みの軽減を図るため、南相馬市母子健康包括支援センターにおいて、総合的な支援を行います。また、乳児家庭全戸訪問事業やマタニティファミリーセミナー等を開催します。

※個別計画：南相馬市子ども・子育て支援事業計画、南相馬市保健計画（後期計画）

本市で実施している保育サービス等について

- 本市では、通常保育事業、延長保育事業、一時預かり事業、幼稚園の預かり保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等を実施し、サービスの充実に努めています。

施策（2） 地域における子育て支援の促進

地域とつながりを持って子育てができるように、社会全体で子育てを支える地域づくりを推進します。

事業名 〔担当課〕	① 子育て援助活動支援の推進（ファミリー・サポート・センター） 〔こども家庭課〕
事業内容	地域において育児の支援を受けたい人と提供したい人が会員となり、育児支援について相互援助する会員組織であるファミリー・サポート・センター事業を推進します。
事業名 〔担当課〕	② 地域の子育てサポート体制の充実 〔こども家庭課・健康づくり課〕
事業内容	子育て応援情報交流事業や、母子健康包括支援センター事業において、子育て家庭と地域の関係機関が連携しサポート体制の充実を図ります。
事業名 〔担当課〕	③ 子育て学習・家庭教育講座等の推進 〔生涯学習課〕
事業内容	子どもの基本的な生活習慣や生活能力を学ぶ機会を提供するため、小学校が実施する就学児童子育て講座や子育てサークル、企業、幼稚園・保育園などが実施する講座に要する経費を支援します。

※個別計画：南相馬市子ども・子育て支援事業計画

施策の方向3 介護支援の充実

現状と課題

全国的に、少子・高齢化、核家族化の進行する中で介護の問題は男女が働き続ける上で大きな問題となっています。また、近年は家事などに不慣れな男性の介護者が孤立し、仕事との両立が困難になり、離職せざるを得なくなるという、介護離職の問題などが深刻化しています。

総務省「労働力調査（詳細集計）」によると、介護・看護を理由として過去1年以内に離職した人数は、平成29年は10万人となっており、その内訳は、女性7万人、男性3万人となっています。

本市では、高齢化率は3割台半ばとなり、今後さらに高齢化が進むことが予想されています。また、令和7年には団塊の世代が全て75歳の後期高齢者となり、介護を必要とする人がさらに増えることが予想されています。

そのため、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、いきいきと生活していけるよう、支援体制の充実を図る必要があります。

施策（1） 介護事業・相談体制の充実

地域ぐるみで介護を支援する体制の整備を図り、社会全体で介護を支える環境づくりを推進します。

事業名 〔担当課〕	① 介護者の実態把握と分析 〔長寿福祉課〕
事業内容	家族の介護負担の軽減や、仕事と介護の両立を支援するため、「在宅介護実態調査」を実施し、現状分析を行います。
事業名 〔担当課〕	② 介護者等への支援 〔長寿福祉課〕
事業内容	介護休業制度の利用促進や、介護相談、家族介護教室、介護保険サービス、福祉サービス等の充実に努めます。
事業名 〔担当課〕	③ 障がい福祉サービス及び相談支援の充実 〔社会福祉課〕
事業内容	「障がい福祉サービス」の充実や「地域生活支援事業」の実施により、障がい者やその家族の介護負担の軽減を図るとともに、安心して暮らすことができるようあらゆる相談に応じます。

※個別計画：南相馬市高齢者総合計画、南相馬市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

施策の方向 4 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

現状と課題

非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい人が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が重要となっています。

高齢や障がいがあること、外国人であることなどで、困難な状況に陥りやすく、女性であることでさらに複合的な困難な状況に追い込まれる場合もあるため、人権尊重の観点からも配慮し、支援していくことが必要です。

男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人が安心して暮らせるように、環境を整備する必要があります。

施策（1） 各種相談・支援体制の充実

男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている人が安心して暮らせる環境整備を推進します。

事業名 〔担当課〕	① 生活上の困難に直面する人の支援 〔社会福祉課、長寿福祉課〕
事業内容	高齢期の経済的に不安定な人や、障がいのある人、外国人などは、複合的な問題を抱えるケースが多いため、生活困窮者自立支援事業を通じた支援をはじめ、各種相談窓口や、福祉、年金、税金等の手続き窓口などと連携し、深刻な状態に至る前に早期の支援を行えるように努めます。
事業名 〔担当課〕	② 貧困等生活上の困難に直面する子どもへの支援 〔こども家庭課〕
事業内容	ひとり親家庭等に対し、世帯や子どもの実情に応じたきめ細かな自立支援を行うとともに、貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある子どもへの教育の支援等を行います。

※個別計画：南相馬市高齢者総合計画、南相馬市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

基本目標Ⅲ 女性の人材育成と意思決定過程への参画促進(女性活躍推進)

性別によって行政サービスの受益や負担に不均衡や不公正が生じることなく、男女双方の行政ニーズを施策に反映させるために、政策・方針決定過程への女性の参画の促進を図ります。

施策の方向 1 公的分野における女性の参画の推進

現状と課題

政治、経済、社会、文化など社会のあらゆる分野の意思決定の場に男女が等しく参画することが男女共同参画社会を実現するためには必要であり、特に公的機関においては、住民生活に影響を与える政策・方針を決定する場であることから、その決定過程への女性の参画がこれまで以上に必要となっています。

本市の附属機関・委員会（内閣府「地方自治法第 202 条の 3 に基づく審議会等の女性の登用状況」）における女性委員を含む割合は、平成 30 年度は 85.1%で平成 26 年度よりも上昇し、県全体の割合も上回っています。委員数の状況をもても、平成 30 年度は 28.6%で平成 26 年度よりも上昇し、県全体の割合を上回っています。

また、市町村議会における女性議員の状況は、平成 30 年度は 9.5%で平成 26 年度よりも低下しております。本市の女性管理職等の状況は、平成 30 年度は 11.0%で平成 26 年度よりも低下しております。

男女共同に関するアンケート調査では、自由意見において、市政に対する男女共同参画の推進を求める意見もみられ、女性公務員の職域拡大や能力活用、管理職等への積極的登用など、更に進めていく必要があります。

附属機関・委員会の数

		平成26年度		平成30年度
南相馬市	総数	40件	→	27件
	うち女性委員を含む数	26件		23件
	割合	65.0%		85.1%
県全体	割合	76.0%		80.0%

附属機関・委員会の委員数

		平成26年度		平成30年度
南相馬市	総数	375人	→	318人
	うち女性委員の数	102人		91人
	割合	27.2%		28.6%
県全体	割合	23.6%		24.3%

市町村議会における女性議員の状況

		平成26年度		平成30年度
南相馬市	総数	24人	→	21人
	うち女性議員数	3人		2人
	割合	12.5%		9.5%
県全体	割合	6.8%		7.8%

資料：内閣府男女共同参画局推進課
資料：福島県男女共生課
基準日：4月1日 県全体：59市町村

女性管理職等の状況

		平成26年度	平成30年度
南相馬市	総数	173人	191人
	うち女性管理職等数	21人 →	21人
	割合	12.1%	11.0%
県全体	割合	7.0%	21.1%

※南相馬市 一般行政職における係長職以上の管理職

※県全体 平成26年度は一般行政職の管理職

平成30年度は一般行政職における係長職以上の管理職

資料:内閣府男女共同参画局推進課

資料:福島県男女共生課

基準日:4月1日 県全体:59市町村

南相馬市一般行政職による職務上の割合

	職員数	女性職員の割合	
管理職等	191人	11.0%	
うち女性職員数	21人		
部長職	(13人)		
うち女性職員数	(1人)		(7.7%)
部次長職	(17人)		
うち女性職員数	(1人)		(5.9%)
課長職	(33人)		
うち女性職員数	(2人)		(6.1%)
課長補佐職	(22人)		
うち女性職員数	(1人)		(4.5%)
係長職	(106人)	15.1%	
うち女性職員数	(16人)		
一般職	314人	35.7%	
うち女性職員数	112人		
計	505人	26.3%	
うち女性職員数	133人		

※管理職等は、一般行政職における係長職以上の管理職

【参考】県全体(59市町村)の一般行政職による職務上の割合

	職員数	女性職員の割合	
管理職等	6,944人	21.1%	
うち女性職員数	1,467人		
部長職	(181人)		
うち女性職員数	(3人)		(1.7%)
部次長職	(232人)		
うち女性職員数	(18人)		(7.8%)
課長職	(1,353人)		
うち女性職員数	(144人)		(10.6%)
課長補佐職	(1,624人)		
うち女性職員数	(323人)		(19.9%)
係長職	(3,554人)	27.5%	
うち女性職員数	(979人)		
一般職	5,476人	25.7%	
うち女性職員数	1,408人		
計	12,420人	23.1%	
うち女性職員数	2,875人		

※管理職等は、一般行政職における係長職以上の管理職

資料:内閣府男女共同参画局推進課

資料:総務課

基準日:4月1日



男女共同に関するアンケート調査の自由意見より

- 最初に公務員、教員など自ら実施し、民間へと積極的に実施させるとよい。
- 市議会議員の数を男女平等にする。
- 市の職員の考え行動により私たちが変化すると思う。

施策（１） 審議会等への女性の参画促進

施策や方針を決定する場で、男女の意見が等しく反映されるよう、公的分野における意思決定過程への女性の参画を促進します。

事業名 〔担当課〕	① 市女性職員の管理職等への登用の推進 〔総務課〕
事業内容	女性の活躍推進をめざし、市が率先して女性係長職以上の管理職の登用を推進します。
事業名 〔担当課〕	② 附属機関等への女性委員登用の促進 〔全庁〕
事業内容	附属機関等の委員を選考する際には、積極的に女性を登用します。
事業名 〔担当課〕	③ 附属機関委員の公募による登用の促進 〔全庁〕
事業内容	幅広い分野からの参画を進めるために、公募制度を導入し、女性の登用を積極的に推進します。
事業名 〔担当課〕	④ 意思決定過程への女性参画推進 〔生涯学習課〕
事業内容	毎年女性参画推進状況を調査し、その結果を公表し、市民に対し意思決定における男女共同参画の必要性の理解を求めます。
事業名 〔担当課〕	⑤ 行政機関におけるポジティブ・アクション ^{※7} の推進 〔総務課〕
事業内容	男女共同参画の機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内においてポジティブ・アクションの取組を推進し、職員の能力、資質、意欲等を踏まえた職務経験の付与や育児、介護等に配慮した研修参加など、女性職員の能力向上とキャリア形成の支援に努めます。
事業名 〔担当課〕	⑥ 市政への関心を高める機会の充実 〔全庁〕
事業内容	市政への関心と理解を高め、市政への積極的な参画を促すため、広聴機会の充実や、出前講座の開催等を行います。

※7 ポジティブ・アクション (positive action) (積極的改善措置)

様々な分野において、参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供するもの。
男女共同参画基本法では、積極的改善措置の実施は国の責務として規定され、また、地方公共団体においても地域の特性に応じ、国に準じた施策を実施する責務があるとされている。
福島県では、男女共同参画推進条例第13条において、男女間の参画の機会に差が生じている場合、県民及び事業者と協力して積極的改善措置が講ぜられるよう努めることとされている。

施策の方向2 地域・職場・団体等における男女共同参画の推進

現状と課題

職業生活における女性の活躍を一層推進するため、平成27年に女性活躍推進法が成立しました。

本市においても、地域における女性の活躍の機会の充実や、事業者等へ男女共同参画推進のための情報提供などに努めています。

しかし、行政区長に占める女性の割合は、平成30年度は0.6%と平成26年度の0.6%と変わらず、県全体でみても低い状況です。PTA会長に占める女性の割合も、平成30年度は5.6%と平成26年度の0.0%から5.6ポイント上昇したものの、県全体の15.2%よりも低い状況です。

男女共同に関するアンケート調査では、「女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと」は、男女ともに「女性が地域活動のリーダーになることに対する男性の抵抗感をなくすこと」が最も多くなっています。

固定的性別役割分担意識が根強いことと、女性の社会経験が不足しがちなことと相まって、様々な意思決定の場への女性の参画を遅らせることにもつながります。

地域社会や各種団体等の活動は、まちづくりや教育など生活と密接に関連することから、女性の参画は重要であり、性別にとらわれない役員選任等により、方針決定に男女ともに関わっていくことが重要です。

そのためには、男性の意識改革と女性自身が意識を高め行動することの必要性について啓発を進めるとともに、意欲のある女性に対し能力開発の支援や情報の提供を行い、男性とともに様々な分野に参画し、責任を果たせる女性人材を積極的に育成していくことが必要です。

町内会長等に占める女性の割合

		平成26年度		平成30年度
南相馬市	総数	180人	→	179人
	うち女性の数	1人		1人
	女性の割合	0.6%		0.6%
県全体	女性の割合	2.8%		2.8%

※南相馬市は行政区長

資料：内閣府男女共同参画局推進課
基準日：4月1日 県全体：59市町村

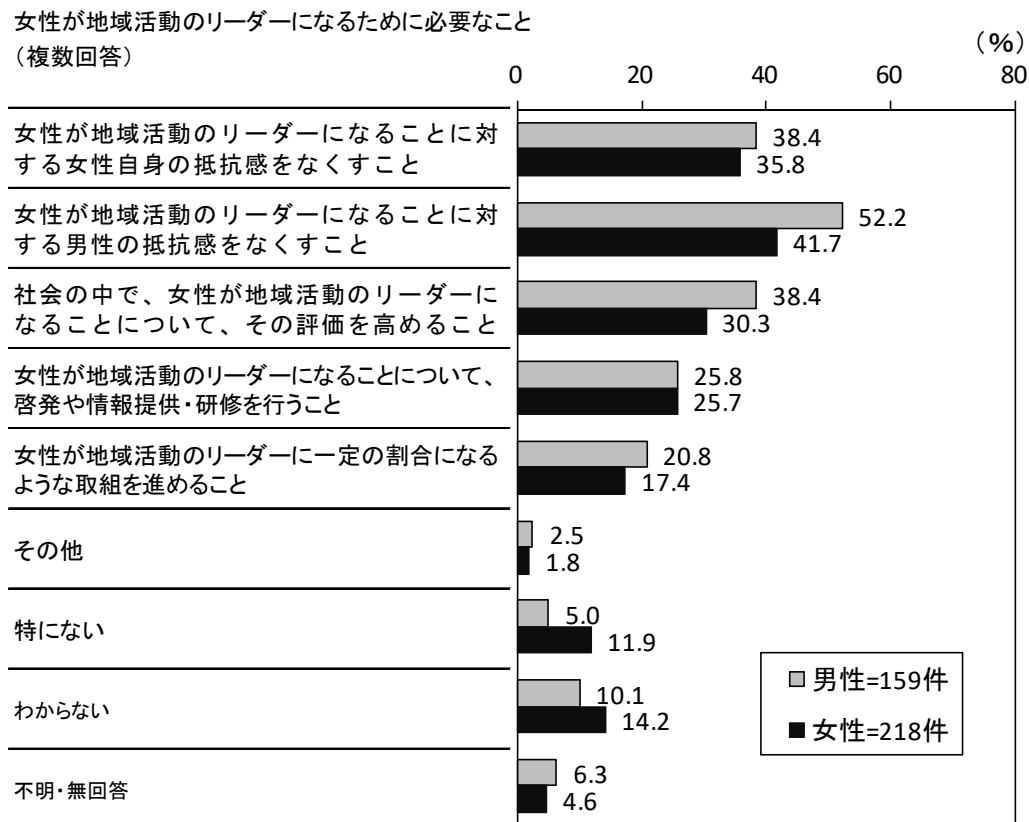
PTA会長に占める女性の割合

		平成26年度		平成30年度
南相馬市	総数	21人	→	18人
	うち女性の数	0人		1人
	女性の割合	0.0%		5.6%
県全体	女性の割合	13.7%		15.2%

資料：福島県男女共同参画推進状況年次報告書
基準日：4月1日 県全体：59市町村

第2章 計画の内容

基本目標Ⅲ 女性の人材育成と意思決定過程への参画促進(女性活躍推進)



資料：男女共同に関するアンケート調査(令和元年度 市教委生涯学習課調べ)

✓ ふくしま女性活躍応援宣言賛同企業・団体の募集について

- 福島県では平成28年度に「ふくしま女性活躍推進計画」を策定しています。また、「ふくしま女性活躍応援会議」では、「ふくしま女性活躍応援宣言」に賛同する企業・団体等を募集しています。

ふくしま女性活躍応援宣言

本県が、東日本大震災と原子力災害からの復興を進め、厳しい人口減少に直面する中で地方創生を成し遂げるためには、県民一人ひとりが活躍できる社会づくりが不可欠であり、とりわけ、女性の力が重要です。

このため、私たちは、あらゆる分野で女性が活躍し、誰もが輝き笑顔あふれる「ふくしま」を目指して、次のことに一体となって取り組んでいくことを宣言します。

- 1 私たちは、女性が活躍できる職場づくりに向けた気運の醸成や、組織のトップをはじめとした意識改革に取り組みます。
- 2 私たちは、率先して女性の登用に努めるとともに、女性が自らの意欲を高め、能力を発揮できるよう取り組みを進めます。
- 3 私たちは、働き方全般を見直し、男性も女性も仕事と生活の調和が図られるよう、働きやすい環境づくりを進めます。

平成28年7月26日

ふくしま女性活躍応援会議

施策（１） 女性の人材育成

女性自らが意欲を高め能力が発揮できるよう人材育成に取り組むとともに、あらゆる分野で活躍できるよう、機会の確保や情報提供等、参画しやすい環境づくりを進めます。

事業名 〔担当課〕	① 女性が活躍できる職場を作る為の情報提供 〔商工労政課〕
事業内容	女性が働きやすく活躍できるような職場を目指すことに加え、人づくりを推進していくため、県の補助制度や認定制度などをまとめたガイドブックを市内事業所に配布し、職場環境の改善を推進していきます。
事業名 〔担当課〕	② 女性が働きやすい環境の整備 〔商工労政課、生涯学習課〕
事業内容	女性の就労支援に向けて、子どもを産んでも男女がともに働きやすく仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めます。また、ワーク・ライフ・バランスの点から、多様な働き方に取り組む事例などを事業所に紹介します。
事業名 〔担当課〕	③ 働く女性の職業意識・能力の向上支援 〔商工労政課、生涯学習課〕
事業内容	募集、採用、教育訓練、昇進等の性差別や妊娠・出産による不利益等を禁じる男女雇用機会均等法の趣旨に沿った雇用管理を行い、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント ^{※8} の防止や、ポジティブ・アクションの実施など、女性がその能力を十分に発揮できるように、事業者に対して情報提供や普及・啓発を行います。
事業名 〔担当課〕	④ 農業経営における女性の参画意欲醸成 〔農政課〕
事業内容	農業経営参画への意欲醸成を図り、必要な知識を得られるように講義等の開催を図ります。
事業名 〔担当課〕	⑤ 女性団体への活動支援 〔全庁〕
事業内容	防災活動や健康づくり、スポーツ活動など、地域活動に取り組んでいる女性団体の活動を支援します。

※8 マタニティ・ハラスメント (maternity harassment)

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いを行うこと。

施策（2） 国際社会における各種取組の推進

国際社会における女性問題への取組を理解し、多文化共生社会における男女共同参画の推進に向けた国際感覚の醸成と交流づくりを推進します。

事業名 〔担当課〕	① 姉妹都市・友好都市との交流事業 〔観光交流課〕
事業内容	姉妹都市・友好都市との交流親善のため、中高校生の相互派遣や訪問団の受入れを通し、相互理解と友好を図ります。
事業名 〔担当課〕	② グローバル化に対応した英語教育の推進 〔学校教育課〕
事業内容	グローバル化に対応できる人材をめざし、英語教育の充実を図ります。
事業名 〔担当課〕	③ 女性の地位向上のための国際的情報の収集と提供 〔生涯学習課〕
事業内容	国が批准している男女共同参画に関する国際条約について周知するなど、女性の人権に関する問題への理解が深まるような情報提供に努めます。

※個別計画：南相馬市教育振興基本計画（後期計画）

基本目標Ⅳ 心身の健康を脅かす暴力の根絶と健康支援(DV防止)

男女間のあらゆる暴力をなくし、人権侵害を許さない環境づくりを進め、互いの人権を尊重し合い対等な関係が築けるよう、関係機関との連携・協力体制の整備を進めるとともに、すべての人が尊厳をもって生きることのできる社会の実現を目指します。

施策の方向 1 男女間のあらゆる暴力の根絶

現状と課題

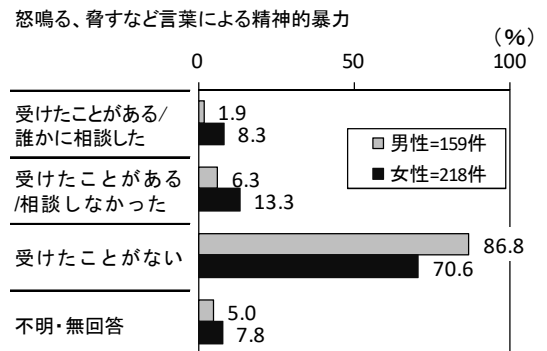
配偶者やパートナーからの身体的・精神的暴力(DV)、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。これらの暴力は、固定的な性別役割分担、家庭・社会における男性優位の意識や経済的格差等、男女の置かれている状況等に根ざした構造的な問題です。

市が実施した男女共同参画に関するアンケートの結果では、何らかのDVを受けたという人は21.8%となり、中でも「怒鳴る、脅すなど言葉による精神的暴力」が最も多く、男女別で見ると女性の比率が高くなっています。また、女性は「受けたことがある／相談しなかった」ケースが多く、依然として女性に対する暴力は数多く、潜在化していることが推測されます。

セクシュアル・ハラスメントについても、「女のくせに」とか「男なのに」といった性差別的な言い方をされた」など、被害を受けたという人が少なくありません。

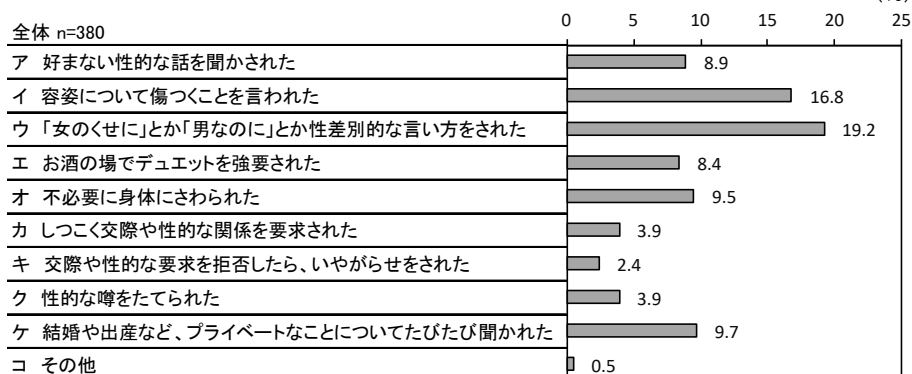
DVやセクシュアル・ハラスメントは個人的な問題ではなく人権を侵害する社会的問題であることの認識を持ち、男女間のあらゆる暴力の根絶のため意識啓発を行うとともに、被害者への相談・支援体制を充実させることが求められています。

また、DVは人間の尊厳を踏みにじり、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、性差別や暴力を許さない社会環境の実現に向け、人権尊重についての広報啓発活動の一層の推進に努めなければなりません。



資料：男女共同に関するアンケート調査 (令和元年度 市教委生涯学習課調べ)

セクシュアル・ハラスメントについて



資料：男女共同に関するアンケート調査 (令和元年度 市教委生涯学習課調べ)

施策（１）DVやセクシュアル・ハラスメント等防止に向けた意識啓発

DVやセクシュアル・ハラスメント等の重大な人権侵害の根絶を図るため、広報・啓発や相談体制の充実、関係機関との連携協力体制の整備を進めます。

事業名 〔担当課〕	① 相談体制の充実 〔市民課〕
事業内容	市民が抱える悩みなどの相談を受ける相談所の周知を図ります。
事業名 〔担当課〕	② 支援体制の整備 〔市民課・こども家庭課〕
事業内容	DV等の相談を受け、保護と自立支援が円滑に図れるよう、関係機関と連携しながら対処していく体制を整えます。
事業名 〔担当課〕	③ DVやセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた広報・啓発 〔市民課〕
事業内容	DVやセクシュアル・ハラスメントの根絶に向け、性差別や暴力を許さない社会の形成に向けた広報・啓発に努めます。
事業名 〔担当課〕	④ 女性のための相談支援センター等の情報提供 〔市民課〕
事業内容	暴力を許さない社会環境づくりに向けた情報の提供及び、一人で悩まないようDVに関する専門相談窓口を周知します。
事業名 〔担当課〕	⑤ 人権擁護委員による相談会の開催 〔市民課〕
事業内容	人権週間等(6月・10月・12月)にあわせ、特設人権相談所を開設します。
事業名 〔担当課〕	⑥ 人権擁護委員による人権教室の開催 〔市民課〕
事業内容	保育園・幼稚園・小学校・中学校での人権教室を開催し、人権に関する関心と理解を高めます。

施策の方向 2 生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

本市では、各種健診事業や健康相談・健康教育事業、健康づくりガイドブックの作成・配布や、健康スポーツ教室の開催など、市民の心身の健康づくりに取り組んでいます。

男女共同参画社会の推進においても、心身の健康支援は重要であり、男女が互いの身体的性差を理解し合うことで、相手に対する思いやりを持って生きていくことにつながります。また、女性と男性とでは異なる健康上の問題に直面することもあるため、生涯を通じて男女が自己の健康管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制の充実を図ることが大切です。

特に、女性は妊娠・出産、女性特有の疾病を経験する可能性があることに留意する必要があり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）^{※9}は、個人としての尊厳を重んぜられる「男女共同参画社会の実現」にとって欠かすことのできない視点です。

また、本市では、平成31年3月末日で市内の応急仮設住宅の供与が終了しましたが、長期にわたる仮設住宅での暮らしによる体調不良や、家族の分離、地域の分断の問題、生活の再建への不安などから、市民の心身の健康への影響が懸念されるところです。

生涯にわたって健康で快適な生活を送ることは、誰もが望むことであるため、市民一人ひとりが自らの健康状態を理解し、保持・増進に向けて積極的に取り組むことができるように支援を行う必要があります。

※9 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）(reproductive health/rights)
生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のこと。子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産や、子どもが健康に生まれ育つこと、さらには思春期や更年期における健康上の問題も含まれ、生涯を通じての性と生殖に関する幅広い課題を対象としている。

施策（１） 生涯にわたる心身の健康支援

市民が生涯にわたって健康で快適な生活を送れるように、心身の健康支援の充実を図ります。

事業名 〔担当課〕	① 各種健診事業 〔健康づくり課〕
事業内容	各種健診の受診勧奨を行い、受診率の向上に努めるとともに、一人ひとりの健康づくりの意識の高揚を図ります。
事業名 〔担当課〕	② 健康相談事業 〔健康づくり課〕
事業内容	市民の健康保持・増進を図るため健康に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、心身の健康づくり及び生活習慣病の予防に必要な助言・指導・訪問等を行います。
事業名 〔担当課〕	③ 性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する知識の普及 〔健康づくり課〕
事業内容	性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の概念の一層の浸透を図ります。
事業名 〔担当課〕	④ 望まない妊娠や人工妊娠中絶、性感染症の予防対策の推進 〔健康づくり課〕
事業内容	性情報の氾濫や性意識の変化を踏まえ、望まない妊娠や人工妊娠中絶、性感染症の予防対策を推進します。
事業名 〔担当課〕	⑤ 性に関する教育の推進 〔健康づくり課、学校教育課〕
事業内容	男女がともにパートナーを尊重する意識を醸成できるよう、家庭、地域、学校及び行政が一体となって推進します。
事業名 〔担当課〕	⑥ 生涯スポーツ推進事業 〔スポーツ推進課〕
事業内容	市民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむ機会を提供し、心身の健全育成を図るため、生涯スポーツ教室の開催を継続します。

※個別計画：南相馬市保健計画（後期計画）南相馬市スポーツ推進計画

基本目標Ⅴ 復興・防災における男女共同参画の推進

すべての市民が安全で安心して暮らせる地域づくりの実現のために、地域の発展に向けた地域活動等に男女がバランスよく参画できる環境を目指すとともに、地域における防災活動において、男女共同参画の視点や要援護者に配慮した訓練の活動支援の取組を支援します。

施策の方向 1 復興に向けての男女共同参画の推進

現状と課題

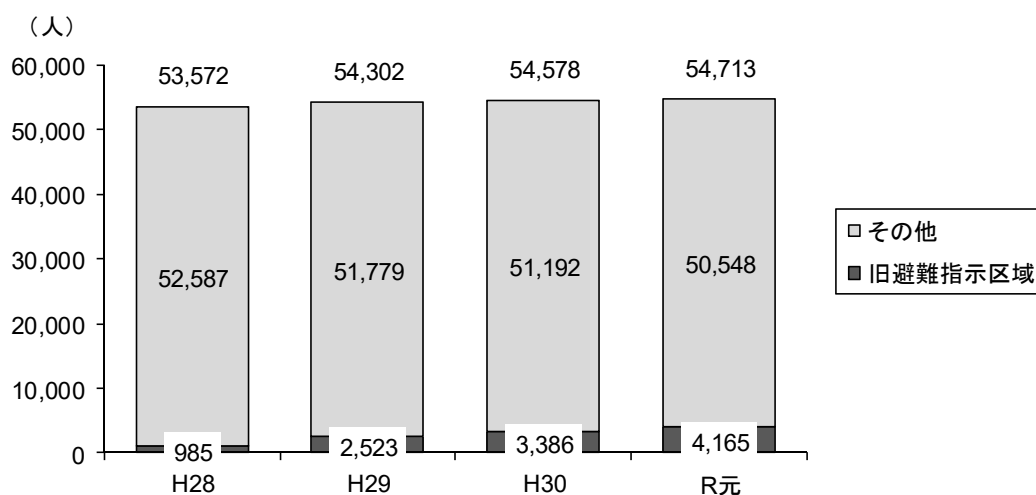
東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、本市は壊滅的な被害を受け、多くの市民が市外へ避難する事態に陥りました。平成28年7月12日には帰還困難区域を除き、避難指示が解除され、旧避難指示区域内の居住人口は、令和元年8月末現在、4,165人となりました。しかし、東日本大震災発生時の住民登録の人口からは大きく減少しており、旧避難指示区域内の居住率は5割程度となっています。また、旧避難指示区域外の地区では人口が減少し、令和元年8月末現在は50,548人となっています。

こうした状況の中で地域を維持することへの対応には、多様な人材の育成と活躍が不可欠であり、とりわけ女性はその能力を十分発揮できる環境づくりやあらゆる分野への参画拡大などが必要です。

本市では、総合計画審議会委員に女性を登用するなど、男女共同参画の視点に立ったまちづくりを進めています。

今後も復興と地方創生の担い手として女性をはじめ多様な人材が活躍できるように、固定的な性別役割分担意識の解消と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる社会への転換を図り、市民の力を生かした持続可能なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

【市内居住者数の推移】



資料：復興企画部被災者支援課（各年8月31日現在）

施策（１） 復興に関するあらゆる分野で女性等の多様な人材の参画の推進

復興と地方創生の取組において、男女共同参画や多様性配慮の視点が反映された地域活動と持続可能なまちづくりを推進します。

事業名 〔担当課〕	① 復興と地方創生に係る施策・方針決定過程への女性委員の登用促進 〔企画課〕
事業内容	男女共同参画の視点に立ち、復興と地方創生に係る施策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、各種団体への働きかけなどを行います。
事業名 〔担当課〕	② 女性の就業等支援 〔生涯学習課、商工労政課、こども家庭課〕
事業内容	就業を希望する女性等に対して、各種情報の提供など、女性の就業のための支援を行います。また、コミュニティビジネスの立ち上げの支援、起業家のための相談活動など、女性の起業活動等の取組を支援します。
事業名 〔担当課〕	③ 若者人材育成の推進 〔全庁〕
事業内容	復興と地方創生の担い手として、あらゆる分野で活躍できるように、若者の参加促進や教育の場での取組により、若者の人材育成を推進します。

施策の方向2 防災における女性の参画促進

現状と課題

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、多くの市民が避難を余儀なくされた際、避難所運営や生活用品等の備蓄・調達などにおいて、生活者や女性のニーズが十分に反映されませんでした。

また、固定的な性別役割分担意識から、避難所の食事の準備は女性のみが担当し、家事、育児などの家庭的責任が女性に集中するなど、様々な問題も生じました。

本市では、市民が自ら命を守る日頃の防災体制や、自主防災組織の活動などを強化していくため、防災会議における女性委員の登用や、女性消防団員（ラッパ隊含）の加入をはじめ、防災分野における女性の活動支援に取り組んでいますが、女性消防団員（ラッパ隊含）の加入率は平成30年度現在で1.0%と低い状況です。

男女共同に関するアンケート調査では、防災・災害対策において男女共同参画を推進していくために必要なことについて、男女ともに「防災訓練や防災研修会へ男女がともに積極的に参加するように努めることが必要」という回答が多くなっています。

そのため、避難所の運営や防災の取組を進めるにあたっては、男女のニーズの違いや多様な背景を持つ人々のニーズを把握し、それぞれの視点に十分配慮することで、災害時のような混乱時における男女共同参画の視点に立った取組を進める必要があります。



「平成30年度東日本大震災による女性の悩み・暴相談事業」の調査より

（令和元年7月内閣府報告）

東日本大震災から長期の避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、生き方や家族問題、配偶者等からの暴力等、女性が様々な不安や悩みを抱えていることが確認されています。

施策（１） 災害時における男女双方の視点の反映

災害時の被災者支援における男女のニーズの違いなど、生活者や男女双方の視点からの配慮がなされるよう、防災分野における女性の参画を推進します。

事業名 〔担当課〕	① 防災に係る政策・方針の決定過程への女性参画促進 〔危機管理課〕
事業内容	防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れるため、防災に係る施策・方針の決定過程への女性の参画を促進します。
事業名 〔担当課〕	② 消防団員等の確保・支援 〔危機管理課〕
事業内容	消防団員の確保に向けて支援します。また、女性消防団員（ラッパ隊含）の増員に向けて広報活動などを推進します。
事業名 〔担当課〕	③ 防災分野における女性の人材育成 〔危機管理課〕
事業内容	防災の分野で積極的に活動できる女性の人材確保・育成に向けて、消防機関と連携し、講演会や研修会の開催、総合防災訓練などへの参加要請などを行います。

※個別計画：南相馬市地域防災計画

施策の指標

基本 目標	指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)	担当課
Ⅰ 人権尊重と男女共同参画の推進	男女共同参画に関する講演会・学習会の開催	年1回	年3回	生涯学習課
	人権啓発活動	年2回(各区毎開催)	年2回(各区毎開催)	市民課
	道徳(人権)教育	全校実施	全校実施	学校教育課
	命や性に関する教育	全校実施	全校実施	学校教育課
	生涯学習講座の開催	9施設/276回開催	9施設/290回開催	生涯学習課
	思春期保健教室における自分自身が好きであると思う子どもの割合	54.8%	58.0%	健康づくり課
	思春期ピアカウンセリングの開催	3校	4校	健康づくり課
Ⅱ 仕事と生活の調和を図るための環境の整備	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度	男性 42.1% 女性 34.4%	男性 43.6% 女性 35.9%	生涯学習課
	男性の出産補助休暇取得率(市職員)	70.0%	100.0%	総務課
	男性の育児参加のための休暇取得率(市職員)	25.0%	50.0%	総務課
	男性向け講座・教室の開催	1施設/4回開催	3施設/12回開催	生涯学習課
	保育所入所児童待機児童数	64人	0人	こども育成課
	放課後児童クラブ待機児童数	59人	0人	こども家庭課
	ファミリー・サポート・センターの登録会員数	181人	200人	こども家庭課

第2章 計画の内容

基本目標	指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和5年度)	担当課
Ⅱ 環境を整備 和を 仕事を を図る ための 生活の 調	子育て応援基金助成団体数	13件	15件	こども家庭課
	家族介護教室への参加者数	482人	500人	長寿福祉課
	週一サロンを実施する地域数	17か所	38か所	長寿福祉課
	生活困窮者新規相談件数	139件	184件	社会福祉課
Ⅲ 女性の 決定過 程への (女性活 躍推進 と意思 参画)	市女性職員の管理職等への登用の割合	11.0%	13.0%	総務課
	女性委員を含む附属機関・委員会の数	23件	25件	生涯学習課
	附属機関・委員会における女性委員数の割合	28.6%	30.1%	生涯学習課
Ⅳ 根絶と 健康支 援 (DV防 止)	DV防止法の周知率	男性 57.9% 女性 58.3%	男性 59.4% 女性 59.8%	生涯学習課
	DV被害者の相談窓口の周知率	男性 66.7% 女性 67.0%	男性 68.2% 女性 68.5%	生涯学習課
	乳がん検診受診率	28.1%	29.7%	健康づくり課
	特定健康診査の受診率	38.8%	47.5%	健康づくり課
	メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	31.2%	28.5%	健康づくり課
Ⅴ 参画の 復興・ 防災に 共同 お	総合計画審議会における女性委員の登用率	35.0%	35.0%以上	企画課
	防災会議における女性委員の割合	9.3%	15.5%	危機管理課
	消防団における女性消防団員の割合	1.0%	1.6%	危機管理課

第 3 章

計画の推進

1 計画の推進体制

2 計画推進のための役割

3 計画の進行管理

1 計画の推進体制

男女共同参画社会を実現するためには、市民、団体、事業者、行政などのすべての人々や組織が、共通認識のもとに取り組んでいくことが必要です。

そのため、各分野にわたる施策の総合的かつ効果的な推進を図るための体制を整備します。

(1) 庁内における推進体制

本計画は、男女共同参画推進に関する施策の方向性と具体的な取り組みを示すものであり、その施策は庁内のあらゆる分野に及んでいることから、庁内に男女共同参画推進連絡会議を設置し、関係部局間の連携を図り、男女共同参画の視点に立った施策を推進します。

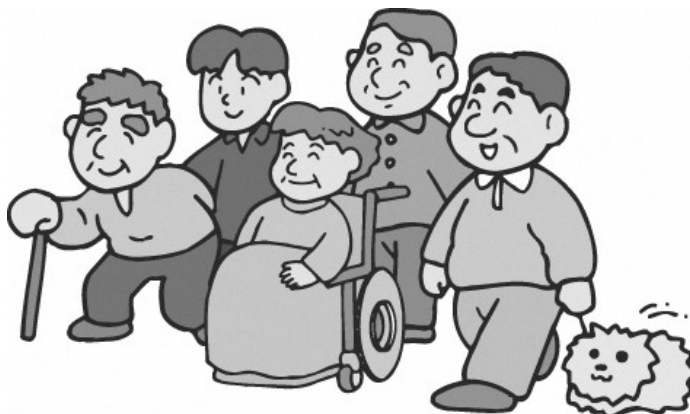
(2) 市民、団体、事業者との連携

男女共同社会の実現にあたっては、市民や団体、事業者と連携・協働しながら取り組んでいく必要があります。

そのため、本計画の推進にあたっては、南相馬市男女共同参画計画推進委員会において協議・検討し、市民及び団体、事業者の理解と協力を仰ぎながら推進します。

(3) 国・県、近隣の自治体等関係機関との連携

男女共同参画の取組をより効果的に進めるため、県や関係機関との連携・協力の強化を図ります。また、男女共同参画に必要な制度や施策については、国や県に要望します。



2 計画推進のための役割

男女共同参画社会の実現のためには、行政はもとより、市民や事業者等の主体的な取り組みが欠かせません。

それぞれが役割を担いながら、ともに男女共同参画社会の実現を目指すものとします。

(1) 市の役割

- 市役所も一つの事業所として、率先して男女共同参画を推進するため、市職員一人ひとりの意識の向上や、行政の方針決定過程への女性の登用を進めます。
- 市民や事業者等による男女共同参画の取組が進むように、情報の提供や、必要な支援の提供に努めます。

(2) 市民の役割

- 一人ひとりが家庭・地域・職場等において男女共同参画や人権尊重に関する理解を深め、一人ひとりの個性・生き方・考え方を尊重し、行動するようにしましょう。
- 誰もが、仕事や家庭生活、地域生活等において、自らの希望に沿ったバランスのとれた生活を実現できるように、それぞれの個性・生き方・考え方を尊重し、助け合いましょう。
- 地域での見守りや声かけなどに努め、孤立やDV、虐待などのないまちづくりに取り組みましょう。

(3) 事業者の役割

- 職場における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進のため、各種支援制度の活用や、従業員への周知・啓発、職場環境の改善などに努めましょう。
- セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止に取り組みしましょう。

(4) 市民活動団体の役割

- 市民が地域活動等に参加することで、やりがいや生きがいなどを見出すことができるように、男女共同参画の視点を取り入れた活動の展開を図りましょう。
- それぞれ団体の特性を生かして相互の連携を図り、地域社会の男女共同参画に関する課題解決につながるように取り組みしましょう。

3 計画の進行管理

本計画を推進するため、具体的施策について目標値を掲げ、男女共同参画推進庁内連絡会議において進捗状況の把握と評価に努め、南相馬市男女共同参画計画推進委員会へ報告し、意見を求めながら計画の進行管理を行います。

第4章 資料編

- 1 南相馬市の現状
- 2 南相馬市男女共同参画計画策定経過
- 3 南相馬市男女共同参画計画推進委員会設置要綱
- 4 南相馬市男女共同参画計画推進委員会
- 5 男女共同参画に関する国内外の動き
- 6 近年施行された男女共同参画に関連する法律や制度
- 7 男女共同参画社会基本法
- 8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

1 南相馬市の現状

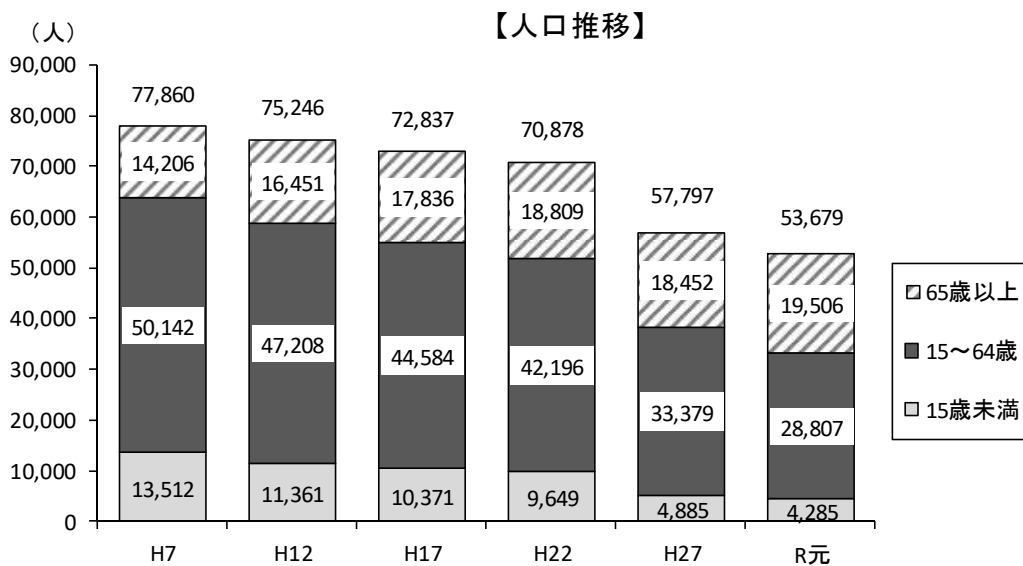
(1) 統計データに基づく現状

① 人口推移

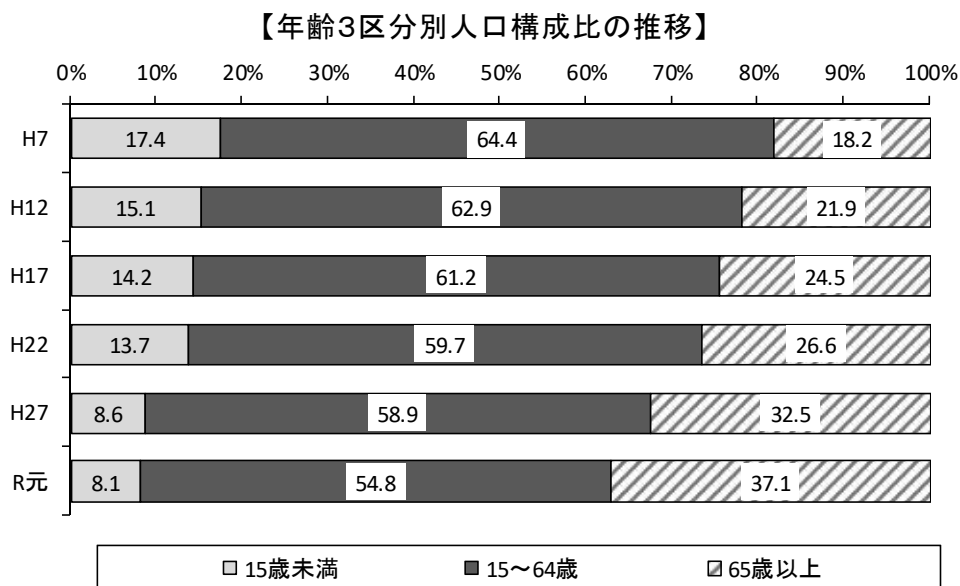
本市の人口は、平成 23 年の東日本大震災等の影響により大きく減少し、令和元年 9 月 1 日現在では、総人口は 53,679 人となり、平成 7 年から 31.1%減少しています。

年齢 3 区分別人口でみると、15 歳未満の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口は減少が進む一方、65 歳以上の高齢者人口は増加しています。

構成比でも、15 歳未満及び 15～64 歳の比率は低下していますが、65 歳以上は上昇して、平成 30 年は 34.4%となっています。



※人口総数には、「不詳」を含むため、年齢3区分別人口を合計しても総数に一致しない。



資料：上下とも、H7～H27 は国勢調査(各年 10 月 1 日現在)
R 元は福島県の推計人口(福島県現住人口調査結果)

※年齢3区分別人口の構成比は、分母から「不詳」を除いて算出しています。

② 人口動態

平成23年から平成30年の人口の増減率をみると、県はマイナス8.2%であるのに対して、相双管内はマイナス47.0%となり、本市はマイナス23.3%となっています。

【人口動態】

(平成23年3月1日～平成30年12月31日)

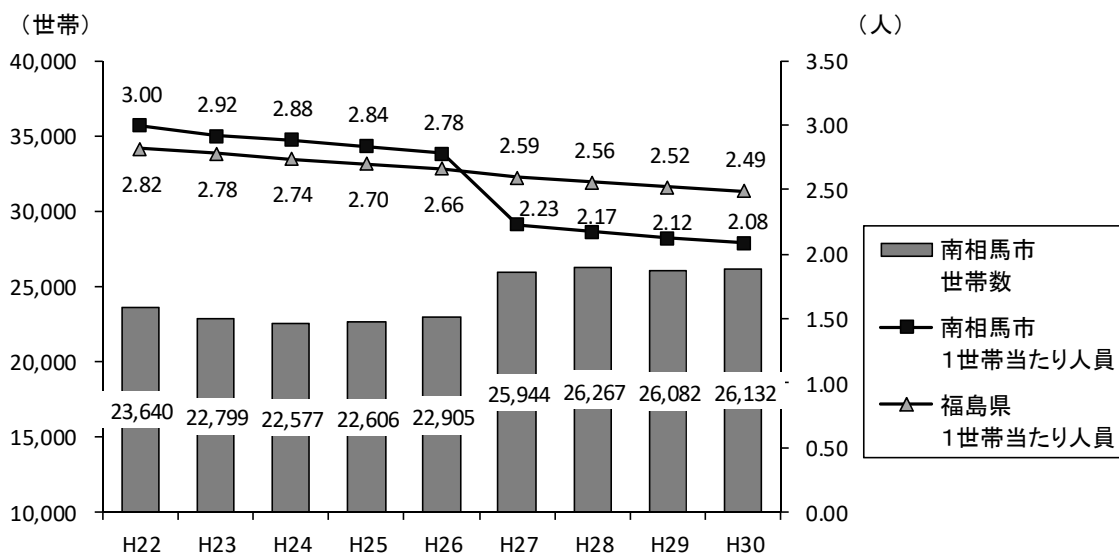
地域	(人,%)									
	人口		人口増減		自然動態			社会動態		
	H31.1.1 (A)	H23.3.1 (B)	(A)-(B)	増減率	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
福島県	1,859,220	2,024,401	△165,181	△8.2	109,443	190,016	△80,573	438,785	511,827	△73,042
県北管内	478,348	495,867	△17,519	△3.5	25,610	45,146	△19,536	114,647	128,472	△13,825
県中管内	529,348	551,169	△21,821	△4.0	31,793	45,456	△13,663	130,996	148,059	△17,063
県南管内	139,859	149,694	△9,835	△6.6	8,761	13,641	△4,880	37,522	41,928	△4,406
会津管内	240,564	261,034	△20,470	△7.8	13,611	29,351	△15,740	55,382	63,486	△8,104
南会津管内	25,192	29,712	△4,520	△15.2	1,089	3,945	△2,856	5,942	7,632	△1,690
相双管内	103,520	195,462	△91,942	△47.0	9,744	19,247	△9,503	35,435	52,841	△17,406
南相馬市	54,269	70,752	△16,483	△23.3	2,971	7,022	△4,051	14,894	22,080	△7,186
いわき管内	342,389	341,463	926	0.3	18,835	33,230	△14,395	58,861	69,409	△10,548

資料:福島県現住人口調査年報 平成30年版

③ 世帯数及び1世帯当たり人員

世帯数は、平成27年以降は大きな変動はみられず平成30年は26,132世帯となっています。本市は人口が減少しているため、人口を世帯数で割った1世帯当たり人員は減少して2.08人となり、福島県1世帯当たり人員(2.49人)よりも少なくなっています。

【世帯数及び1世帯当たり人員の推移】



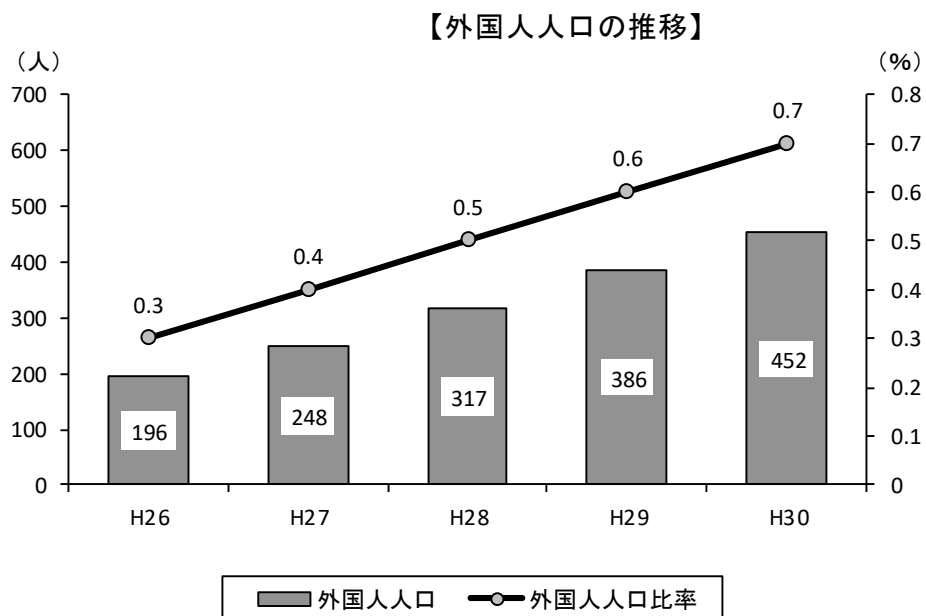
※上記データは、直近の国勢調査による人口及び世帯数を基数とし、これに毎月、住民基本台帳による出生者の数、死亡者の数、転入者の数、転出者の数及び世帯数の増減を加減することにより推計を行っています。

資料:福島県現住人口調査年報 平成30年版

第4章 資料編

④ 外国人人口の推移

外国人人口は増加が続いており、平成30年は452人で、平成26年の2.3倍となり、総人口に占める比率は0.7%に上昇しています。



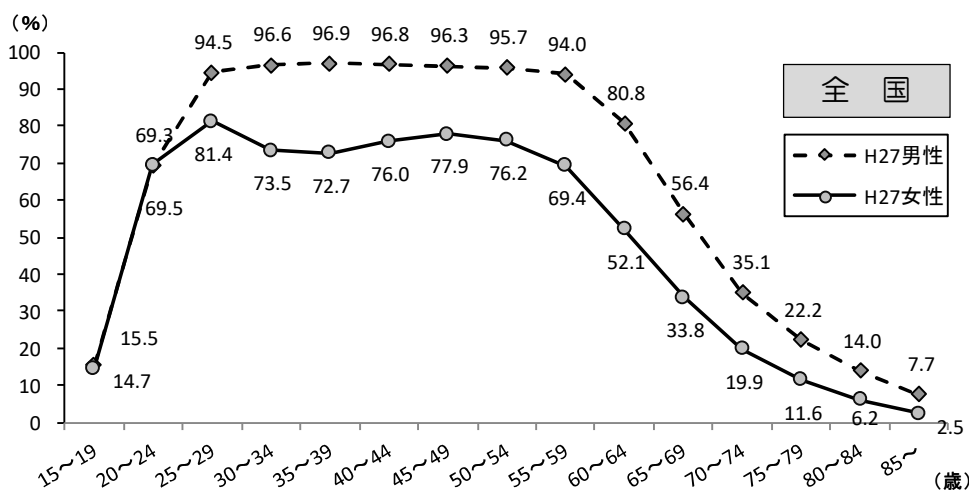
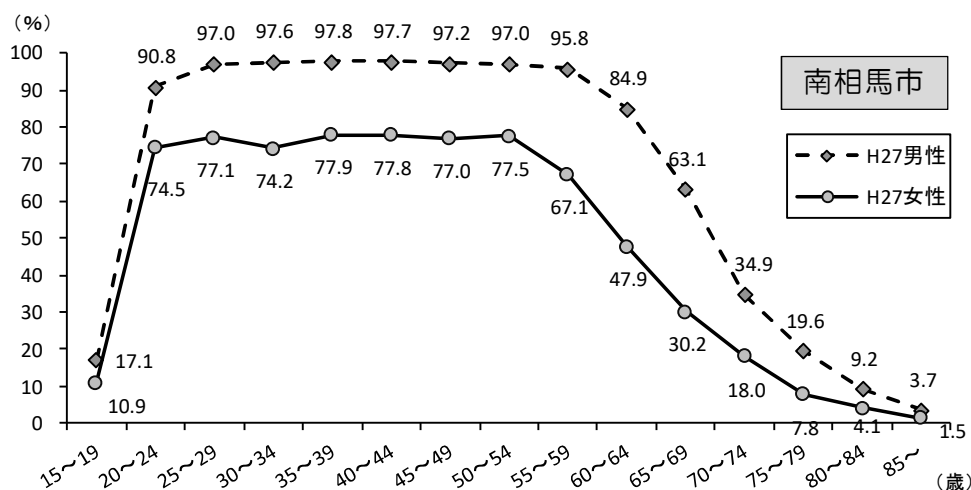
資料：住民基本台帳(各年9月30日現在)

⑤ 労働力率

平成27年の国勢調査によると、本市の労働力率は、全体的に女性は男性よりも労働力率が低くなっています。また、男性は「25～29歳」から「55～59歳」にかけて、労働力率が90%台後半で概ね横這いとなっていますが、女性は「20～24歳」から「50～54歳」にかけて70%台となっています。

全国と比較すると、本市の男性の労働力率は全国と同様に台形に近い形となっています。女性は、全国の「20～24歳」において70%を下回る中、本市の「20～24歳」は70%を上回るものの、「25～29歳」においては全国が逆転し、本市を上回る80%台となっています。全国では「30～34歳」から「35～39歳」にかけて、労働力率が低下するM字型曲線となっていますが、本市の「30～34歳」がやや低下するものの、本市の男性に近い形となっています。

【労働力率】



資料:国勢調査

第4章 資料編

(2) 男女共同に関するアンケート調査に基づく現状

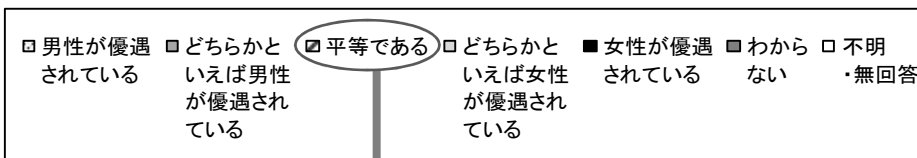
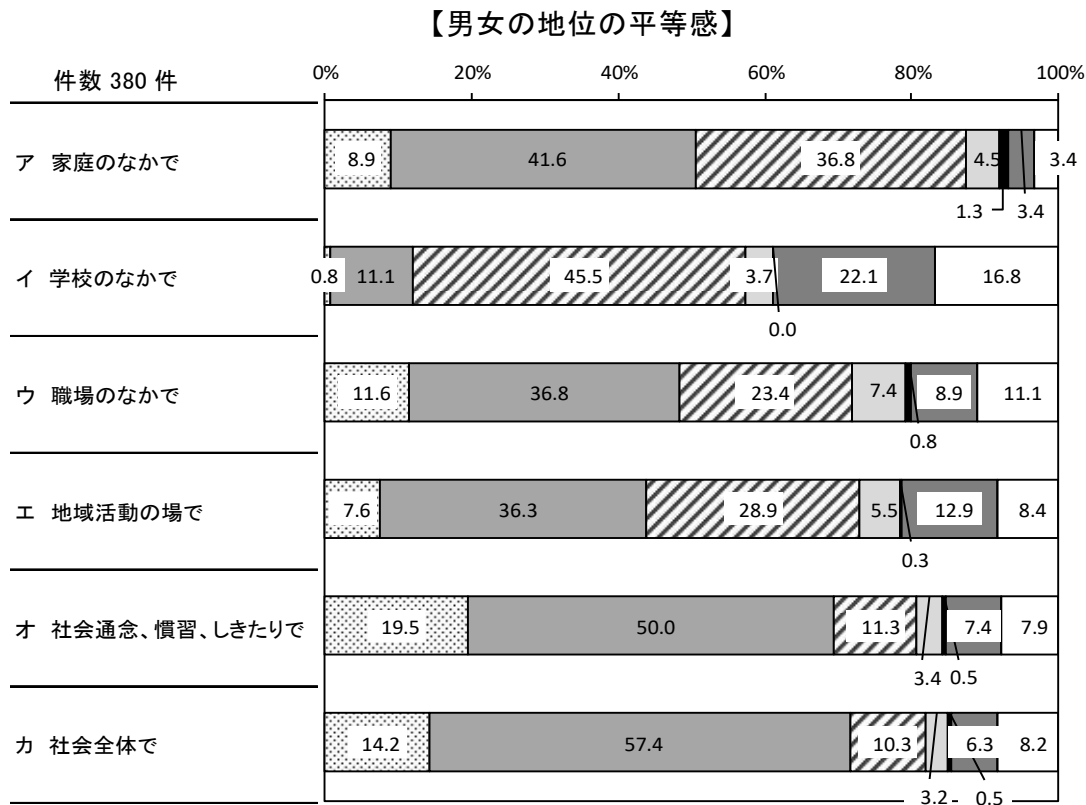
以下の調査結果は、令和元年6月に実施した「男女共同に関するアンケート調査」に基づくものです。

① 男女の地位の平等感について

各分野における男女の地位の平等感について、「平等である」という回答割合が高い項目は、1位が「イ 学校のなかで（45.5%）」、2位は「ア 家庭のなかで（36.8%）」となっています。

「オ 社会通念、慣習、しきたりで」及び「カ 社会全体で」の項目では、「男性が優遇されている」という回答割合が高くなっています。

H26の調査と比較した場合、「ア 家庭のなかで」や「ウ 職場のなかで」は平等感の割合が上昇していますが、「イ 学校のなかで」や「カ 社会全体で」では、十分に進んでいない状況がうかがえます。



【平等感の推移】

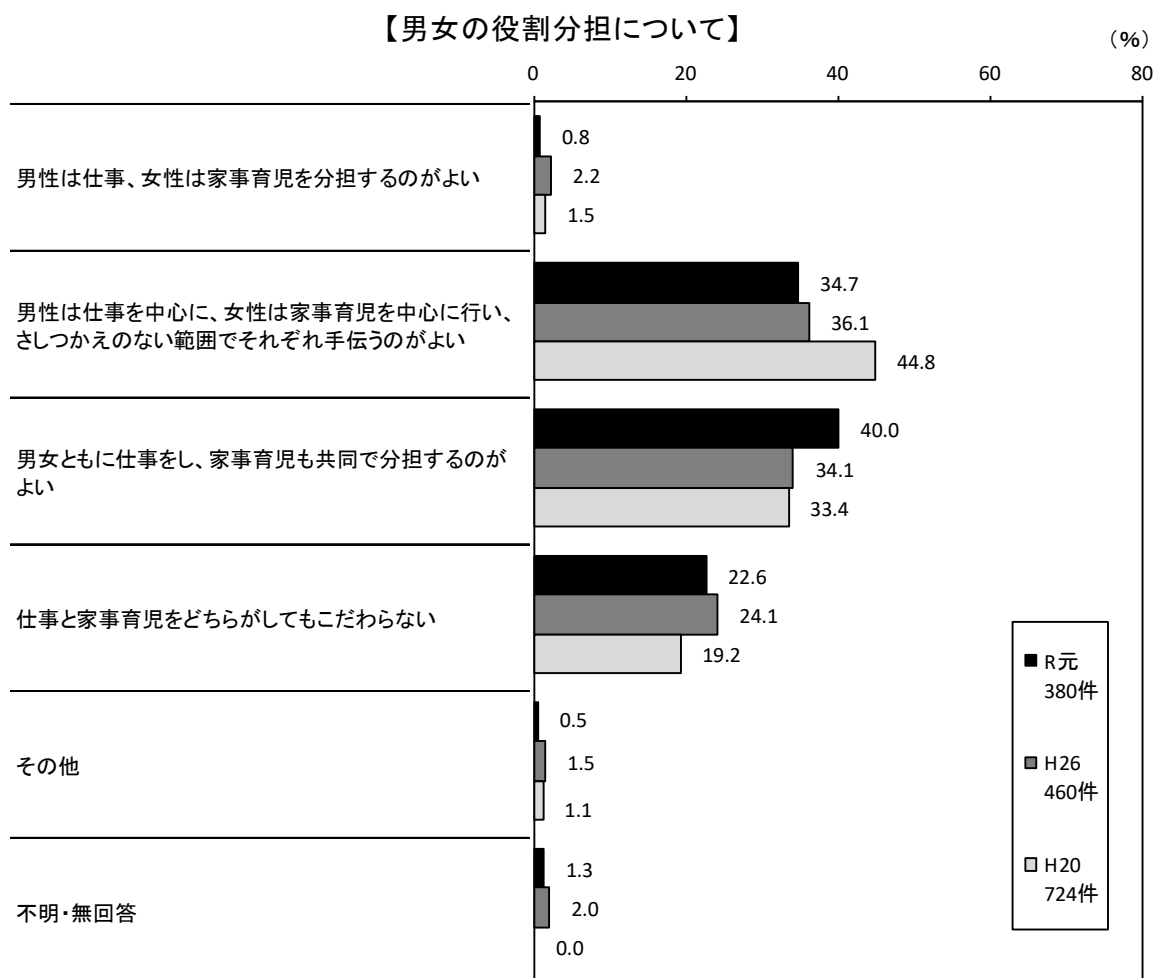
	ア 家庭のなかで	イ 学校のなかで	ウ 職場のなかで	エ 地域活動の場で	オ 社会通念、慣習、しきたりで	カ 社会全体で
H26	31.3	51.1	19.3	27.2	11.3	12.0
R元(2019)	36.8	45.5	23.4	28.9	11.3	10.3

資料：男女共同に関するアンケート調査(令和元年度 市教委生涯学習課調べ)

② 男女の役割分担について

男女の役割分担について、「男女ともに仕事をし、家事育児も共同で分担するのがよい(40.0%)」が最も多くなっています。

H20 の調査と比較した場合、1位の「男女ともに仕事をし、家事育児も共同で分担するのがよい」は、平成20年よりも6.6ポイント、3位の「仕事と家事育児をどちらがしなくてもこだわらない」は3.4ポイント上昇しています。また、「男性は仕事を中心に、女性は家事育児を中心に行い、さしつかえない範囲でそれぞれ手伝うのがよい」は10.1ポイント低下し、意識の変化が進んでいる様子がうかがえます。



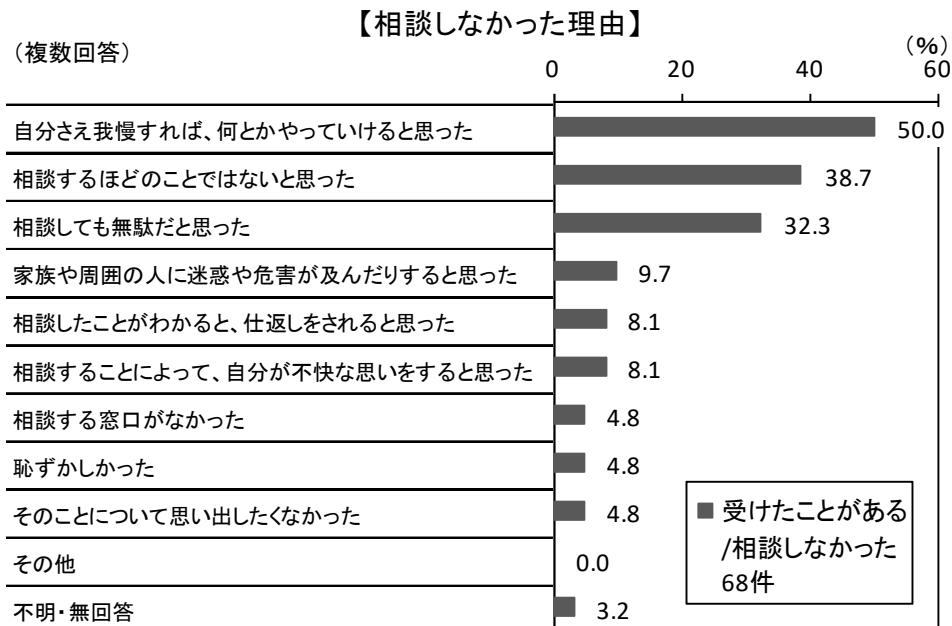
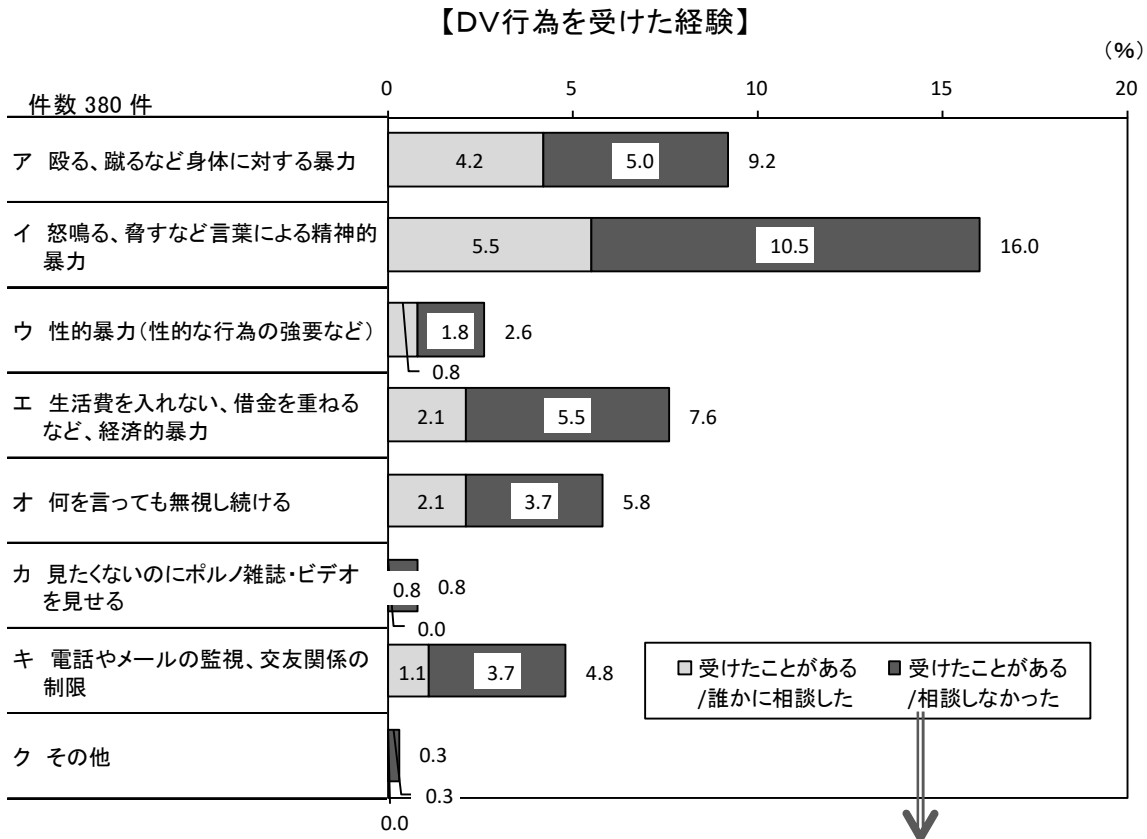
資料：男女共同に関するアンケート調査(令和元年度 市教委生涯学習課調べ)

第4章 資料編

③ DV行為を受けた経験について

DV行為を受けた経験については、「イ 怒鳴る、脅すなど言葉による精神的暴力」が最も多く、「受けたことがある/誰かに相談した」及び「受けたことがある/相談しなかった」を合計すると、16.0%となっています。

誰かに「相談をしなかった理由」の1位は「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思った(50.0%)」、2位は「相談するほどのことではないと思った(38.7%)」、3位は「相談しても無駄だと思った(32.3%)」となっています。

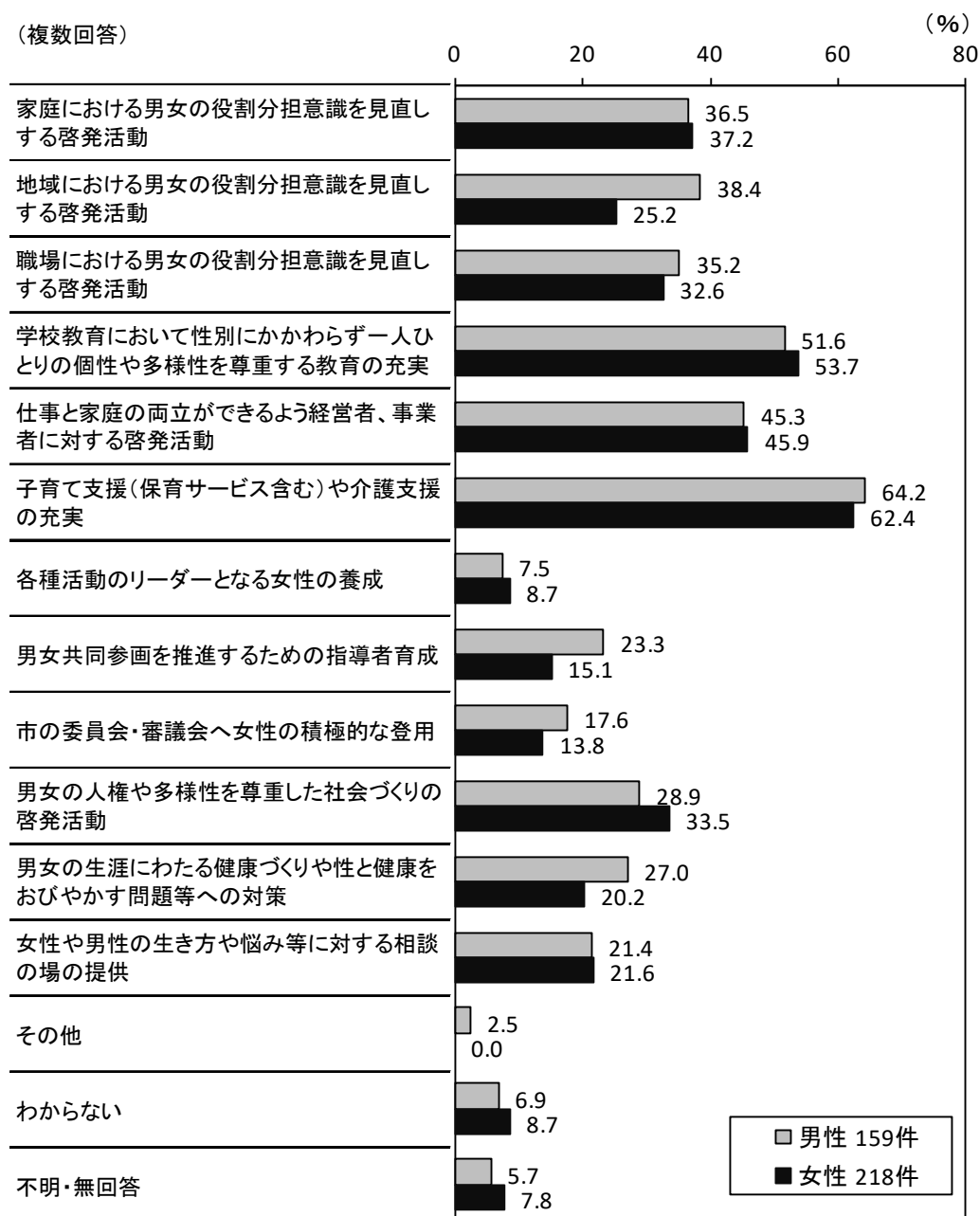


資料: 男女共同に関するアンケート調査(令和元年度 市教委生涯学習課調べ)

④ 男女共同参画社会の形成に向けて市が特に力を入れて取り組むべきこと

男女共同参画社会の形成に向けて市が特に力を入れて取り組むべきことは、男女ともに「子育て支援（保育サービス含む）や介護支援の充実」が最も多く、次いで「学校教育において性別にかかわらず一人ひとりの個性や多様性を尊重する教育の充実」となっています。

【男女共同参画社会の形成に向けて市が特に力を入れて取り組むべきこと】



資料：男女共同に関するアンケート調査(令和元年度 市教委生涯学習課調べ)

2 南相馬市男女共同参画計画策定経過

月 日	男女共同参画計画 推進委員会	庁内 委員会	内 容
平成31年 4月26日(金)	第1回策定委員会		○男女共同参画計画の策定方針
令和元年 6月7日(金) ~24日(月)	男女共同参画に関する市民意 識調査		○調査対象:20歳以上79歳以下の市民 ○標本数:1,000人(男女各500人) ○調査方法:郵送配布・回収 ○回収結果:38.0%
6月		電子会議	○男女共同参画計画にかかる事業調査 ・平成30年度実績 ・令和元年度目標
7月24日(水)	第2回策定委員会		○市民意識調査結果報告(速報) ○男女共同参画計画策定に関する勉強会
9月		電子会議	○具体的な事務事業の確認・検討
10月8日(火)	第3回策定委員会		○男女共同参画計画(素案)の検討
11月	企画調整会議・庁議 ○南相馬市男女共同参画計画(素案)のパブリックコメント手続実施 について		
11月25日(月) ~28日(木)	地域協議会へ報告 ○南相馬市男女共同参画計画(素案)について		
11月25日(月) ~ 12月15日(日)	パブリックコメントの実施 ○南相馬市男女共同参画計画(素案)について		
12月		電子会議	○男女共同参画計画(案)の検討
12月26日(木)	第4回策定委員会		○男女共同参画計画(案)の検討
令和2年1月	企画調整会議・庁議 ○南相馬市男女共同参画計画(案)について		
令和2年1月	第5回策定委員会		○男女共同参画計画の確認
令和2年3月	市議会へ報告 ○南相馬市男女共同参画計画について		
令和2年3月	第6回策定委員会		○男女共同参画計画の報告
令和2年3月	「第3次南相馬市男女共同参画計画」 冊子発行・配布		

3 南相馬市男女共同参画計画推進委員会設置要綱

平成21年8月24日

告示第92号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指し、南相馬市男女共同参画計画に基づく施策の推進及び男女共同参画計画策定のため、南相馬市男女共同参画計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関する基本的かつ総合的な施策の調査審議に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の改定及び見直しに関すること。
- (3) 男女共同参画計画の進行管理に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 福祉・子育て関係団体の推薦者 3人
- (2) 女性団体の推薦者 1人
- (3) 教育関係団体の推薦者 2人
- (4) 労働・経営者団体の推薦者 2人
- (5) 農林水産関係団体の推薦者 1人
- (6) 国際交流関係団体の推薦者 1人
- (7) 学識経験者 2人
- (8) 公募による市民 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が委員会の議長となる。ただし、最初開催される会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見聴取等)

第4章 資料編

第7条 委員長は、委員会の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会は、委員長が指定する専門的な事項を調査及び検討するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行後初めて委嘱する委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

(南相馬市男女共同参画計画策定委員会設置要綱の廃止)

3 南相馬市男女共同参画計画策定委員会設置要綱(平成19年南相馬市告示第89号)は、廃止する。

4 南相馬市男女共同参画計画推進委員会

(任期：平成30年9月28日～令和2年3月31日)

	役名	氏名	部会名	団体名	選出区分
1	委員長	かやま なみ 鹿山 奈美	事業推進	社会福祉法人南相馬福祉会	福祉・子育て 関係
2	副委員長	こんの ひでゆき 今野 秀幸	広報・情報紙	南相馬市小中学校PTA連絡協議会	教育・生涯学 習関係
3	委員	わたなべ みちこ 渡部 美智子	事業推進	南相馬市民生児童委員連絡協議会	福祉・子育て 関係
4	委員	かじた ちかこ 梶田 千賀子	広報・情報紙	ファミリーサポートセンター	
5	委員	かわさき るみこ 川崎 るみ子	広報・情報紙	原町商工会議所女性会	女性団体
6	委員	かざこし きよたか 風越 清孝	事業推進	南相馬市人権擁護委員	教育・生涯学 習関係
7	委員	えんどう みつひろ 遠藤 充洋	事業推進	南相馬経営者協会	労働・経営者 関係
8	委員	ながおか たかし 長岡 貴志	広報・情報紙	原町青年会議所	
9	委員	おおた たかし 太田 貴司	広報・情報紙	J Aふくしま未来そうま地区本部	農林水産関 係
10	委員	はたやま けいこ 畑山 慶子	広報・情報紙	南相馬市国際交流協会	国際交流関 係
11	委員	みずの ふみえ 水野 史恵	事業推進	福島県男女共生センター	学識経験者
12	委員	さかい ちかこ 酒井 千香子	広報・情報紙	南相馬市社会福祉協議会	
13	委員	よしだ なおみ 吉田 奈保美	事業推進	公募委員	公募委員

5 男女共同参画に関する国内外の動き

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
1975年 (S 50年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年 国際婦人年世界会議 (於メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 	
1976年 (S 51年)		<ul style="list-style-type: none"> 民法の一部改正 (婚氏続称制度新設) 一部の公務員等に対する育児休業法施行 	
1977年 (S 52年)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 	
1978年 (S 53年)			<ul style="list-style-type: none"> 青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置
1979年 (S 54年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連総会「女子差別撤廃条約」採択 		<ul style="list-style-type: none"> 夫人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施
1980年 (S 55年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人の十年中間年世界会議 (於コペンハーゲン) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」への署名 民法の一部改正(配偶者相続分の引き上げ) 	
1981年 (S 56年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題協議会設置
1983年 (S 58年)			<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位と福祉向上のための福島県計画」策定 婦人問題促進会議設置
1984年 (S 59年)		<ul style="list-style-type: none"> 国籍法の改正 (父母両系主義) 	
1985年 (S 60年)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人の十年中間年世界会議 (於ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「女子差別撤廃条約」批准男女雇用機会均等法成立 国民年金法改正(婦人の年金権を保障) 	<ul style="list-style-type: none"> 福島県婦人団体連絡協議会結成 (24団体)
1986年 (S 61年)		<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進有識者会議 (婦人問題企画推進会議の後身) 男女雇用機会均等法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の意識調査」実施
1987年 (S 62年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 教育課程審議会答申(高等学校家庭科男女必修平成6年から) 	<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し
1988年 (S 63年)			<ul style="list-style-type: none"> 「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂
1990年 (H 2年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価」 		
1991年 (H 3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定) 目標年度：平成12年度・育児休業法成立 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年婦人課に「婦人行政係」設置 婦人問題企画推進会議と名称変更
1992年 (H 4年)		<ul style="list-style-type: none"> 育児休業法施行 初の婦人問題担当大臣任命 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性に関する意識調査」実施
1993年 (H 5年)		<ul style="list-style-type: none"> パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」 婦人問題企画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> 女性総合センター(仮称)整備検討 福島県女性編纂着手 「ふくしま新世紀女性プラン」施行 目標年度：平成12年度

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
1994年 (H 6年)			<ul style="list-style-type: none"> 「ふくしま新世紀女性プラン」施行 青少年女性課女性政策室の設置
1995年 (H 7年)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界婦人会議開催(於北京) 		<ul style="list-style-type: none"> 福島県女性総合センター(仮称)基本構想策定
1996年 (H 8年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画ビジョン」答申(男女共同参画審議会) 「男女共同参画 2000 年プラン」(総理府男女共同参画室) 	<ul style="list-style-type: none"> 福島県女性総合センター(仮称)基本計画策定
1997年 (H 9年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置法施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正(婦人少年室が女性少年室に名称変更) 介護保険法の成立 	<ul style="list-style-type: none"> 福島県女性史刊行
1998年 (H 10年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会基本法答申・女性 2000 年会議日本国内委員会設置 	
1999年 (H 11年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会基本法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画プラン(仮称)策定
2000年 (H 12年)	<ul style="list-style-type: none"> 第5回世界女性会議開催(於ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会基本計画策定 男女共同参画週間について決定 	<ul style="list-style-type: none"> 群馬・新潟・福島三県女性サミット(会津大学)
2001年 (H 13年)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」施行 男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」「女性に対する暴力をなくす運動」について閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 	<ul style="list-style-type: none"> 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」策定
2002年 (H 14年)			<ul style="list-style-type: none"> 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行
2003年 (H 15年)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同推進本部決定 「男女共同参画社会の将来像」検討会開催 	
2004年 (H 16年)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施
2005年 (H 17年)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部設置 男女共生ふくしまサミット開催 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂
2006年 (H 18年)	<ul style="list-style-type: none"> 第50回国連婦人の地位委員会開催 		
2007年 (H 19年)	<ul style="list-style-type: none"> 第51回国連婦人の地位委員会開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 	
2008年 (H 20年)		<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」改正 	
2009年 (H 21年)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂

第4章 資料編

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
2010年 (H 22年)	・「国連（北京＋15）世界官僚級 会合」開催	・「男女共同参画基本計画（第3次）」 策定	
2012年 (H 24年)	・第56回国際婦人の地位委員会 開催	・「女性の活躍促進による経済活性 化行動計画」策定	・「ふくしま男女共同参画プラン」 改訂
2013年 (H 25年)		・「配偶者から暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」一部改正	
2014年 (H 26年)	・第58回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー 平等と女性のエンパワーメント 決議案」採択		
2015年 (H 27年)	・国連「北京＋20」記念会合（第 59回国連婦人の地位委員会 （ニューヨーク））	・「第4次男女共同参画基本計画」 策定 ・「女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律」制定	
2016年 (H 28年)			・「ふくしま男女共同参画プラン」 改訂
2018年 (H 30年)		・「政治分野における男女共同参画 の推進に関する法律」公布、施行	
2019年 (H 31年)		・「働き方改革関連法」一部施行	

6 近年施行された男女共同参画に関連する法律や制度

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行

平成 27 年 12 月公布・一部施行、平成 28 年 4 月に全面施行されました。

(令和 8 年 3 月 31 日までの時限立法)

女性の採用・登用・能力開発のための行動計画の策定を国・自治体・301 人以上雇用する事業主に義務づけています。

また、令和元年 5 月 29 日、女性活躍推進法等の一部が改正され、一般事業主が行動計画の策定義務の対象拡大、女性活躍に関する情報公表の強化、特定認定制度の創設の改正法は令和元年 6 月 5 日に公布・施行されました。

次世代育成支援対策推進法の改正

急激な少子化の進行に対応し、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年 4 月に施行された本法が 10 年間延長されました。

(令和 7 年 3 月 31 日までの時限立法)

労働者の仕事と子育ての両立のための一般事業主行動計画の策定が、101 人以上を雇用する事業主に義務付けされています。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正

主な改正点は、取得要件の緩和や取得単位の柔軟化、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、介護のための所定外労働の免除などで、平成 29 年 1 月から施行されました。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正

適用対象が交際相手にも拡大され、平成 26 年 1 月から改正施行されました。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正

被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為を新たに規制対象とし、平成 25 年 10 月から施行されました。

また、インターネット上の付きまといを新たに規制対象とし、ストーカー行為の罰則の強化や非親告罪化、緊急禁止命令を新設し、平成 29 年 1 月から施行されました。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の施行

平成 26 年 11 月 27 日公布・施行されました。

私的に撮影された性的な画像等を、撮影対象者の同意なく、インターネット等に公表する行為を規制し、個人の名誉・私生活の平穩の侵害による被害の発生・拡大を防止する法律です。私事性的画像記録を公表した者や提供した者への罰則、プロバイダ責任制限法の特例(画像の削除)、被害者に対する支援体制の整備等を目的としています。被害の発生を未然に防止するための教育及び啓発等も含まれます。

7 男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第六十号

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第4章 資料編

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議**（設置）**

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

第4章 資料編

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日 法律第二八号

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

第4章 資料編

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法

令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、

第4章 資料編

第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、凶画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著し

く粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載

第4章 資料編

した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

第4章 資料編

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第4章 資料編

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

施行日：平成三十年一月一日

最終更新：平成二十九年三月三十一日公布（平成二十九年法律第十四号）改正

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項にお

第4章 資料編

いて「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

第4章 資料編

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 資料編

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第4章 資料編

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

南相馬市男女共同参画計画

令和2年3月

編集発行 南相馬市教育委員会事務局 生涯学習課
〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
TEL 0244-24-5249 FAX 0244-23-3013